

第5回平成18年12月定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成18年12月21日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時31分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書記 植松 ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
助役	堀口 卓也	教育長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農林課長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水道課長	芋田 政志
会計室長	金谷 肇	保健課長	佐賀 義之
建設課長	坂本 典男	福祉課長	岡田 康利

5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 167号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
(質疑～表決)
- 日程第 2 議案第 168号 後期高齢者医療制度創設に伴う京都府後期高齢者医療広域連合の設立に関する規約案の議決について
(質疑～表決)
- 日程第 3 議案第 173号 与謝野町道路線の廃止、変更及び認定について
(質疑～表決)
- 日程第 4 議案第 174号 町道明石香河線改良(その2)工事請負契約の変更について
(質疑～表決)
- 日程第 5 議案第 175号 滝水源浄水設備新設工事請負契約の変更について
(質疑～表決)
- 日程第 6 議案第 176号 阿蘇シーサイドパーク施設整備工事請負契約の変更について
(質疑～表決)
- 日程第 7 議案第 177号 山手線法面整備工事請負契約の変更について
(質疑～表決)
- 日程第 8 議案第 178号 平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)について
(質疑～表決)
- 日程第 9 議案第 179号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について
(質疑～表決)
- 日程第10 議案第 180号 平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)について
(質疑～表決)
- 日程第11 議案第 181号 平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について
(質疑～表決)
- 日程第12 議案第 182号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
(質疑～表決)
- 日程第13 議案第 183号 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
(質疑～表決)
- 日程第14 議案第 184号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
(質疑～表決)
- 日程第15 議案第 185号 平成18年度与謝野町水道事業会計補正予算(第2号)について
(質疑～表決)
- 日程第16 議案第 186号 平成17年度京都市町村交通災害共済組合歳入歳出決算について
(質疑～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) 皆さんおはようございます。

本日も一日大変ご苦労さんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程にしたがい進めたいと思います。

それでは早速ですが、日程第1 議案第167号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に提案説明は終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) おはようございます。

それでは167号の議案について、質問というよりもちょっと提案にもならんですが、ちょっと疑問点がありますので、改善できたらなと思って発言させていただきます。

資料の中でですね、8ページから9ページの改正案の方で、第8条、第9条を見てましてですね、こうほうふうになっているんですね。第8条の2も第9条の2もあるんですね。そのまた2項があるということがあって、ちょっと表示上、私自身も誤解していたんですが、誤解を招くのではないかというふうに思いまして、ちょっと表現をですね、わかりやすくした方がいいんじゃないかと思うんですが、担当課はどうなるかわかりませんが、総務になりますか、表現はそれでちょっと僕は混乱するんじゃないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。改善がいるんじゃないかと思って。

議長(糸井満雄) 総務課長。

総務課長(大下 修) ただいまのご質問ですけれども、例えば3ページ、資料でいきますと3ページの第8条、それから4ページの第8条の2という、こういうことでしょうか。例えば、第8条の2を第9条にできないかと、そういう意味ですか。

議長(糸井満雄) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) アラビア数字というかね、2が同じ形でもう一回2が来るわけですね。例えば、今回の改正で言えば、8ページの2がありますね、改正の方の。第9条の2がありますね、中ほどに。ここはずっと今度の改正されてるんですが、めくりましてね、その次の9ページの冒頭に、同じく2がなってますね。これはアラビア数字の2になりますよね。これは非常にわかりにくいんじゃないかという意味なんです。慣れている人はあれなんだろうが、同じ2、2でなくて、違う、例えばローマ字数字の2とか、よく僕も勉強していませんが、ちょっと工夫がいるんじゃないかということだけなんです。

議長(糸井満雄) 総務課長。

総務課長(大下 修) これにつきましては、ほかの条例についてもほとんどそうなんですけれども、我々は法制執務のこういう条例の作り方というふうなものに準拠してつくっておりますので、1項はその1という数字が入りませんし、今おっしゃいました9ページの2なんですけど、これ

は2項でございますが、これはこういうふうな数字といいますが、を使ってするというのが基本といいますが、法制執務の基本となっておりますので、こういうことでほかの条例もすべてこういうふうになっておりますし、それから上位の法律等もこういうふうな書き方でございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） どうも固守してまして、どうもすみません。そういう基準があるのであれば、仕方ないというふうに思います。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第167号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第167号 与謝野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第168号 後期高齢者医療制度創設に伴う京都府後期高齢者医療広域連合の設立に関する規約案の議決についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） たびたびすみません。それでは168号の議案について、お伺いしたいと思います。

まずですね、今回の規約の提案についてはですね、そのテーマそのものがですね、いわゆる後期高齢者の医療制度ということで、従来の医療制度を大きく変えた、改正したものでありまして、大きな問題が山積していると、問題点もあるというふうに私どもは理解しておりまして、この新しい制度の理念や目的、事業の概要というのが示されていないということで、けさ担当課の方から資料の一部概要が出されましたが、この点でですね、もうちょっと私は非常に残念だと思ったのは、議運の中でも当然その声は出てたのではないかと思ってたんですが、資料請求がされなかったのは非常に残念であります。

概してですね、その資料に基づいて担当課の方から概要説明を冒頭にさせていただいたらと思っているんですが、議長よろしいか。ちょっと時間がかかってもらっていただいた方がいいんじゃないかと思います。その説明ね。そうしないと、共通した議会の認識ということにならないというふうに思いますので、これを1つ。これはあとでしてください。

あわせて質問二つ目に進みます。

町長の提案説明の中で、現役世代と高齢世代の負担差が生じているという、おおむねそんな中身の提案説明だったというふうに理解しているんですが、この点はですね、担当課はどういうふうに私自身がよくつかめないんで、お伺いしておきたいというふうに思っています。

まずこれから答弁してもらえますか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） それでは伊藤議員さんのご質問にお答えをしたいというように思います。

今回の新たな高齢者医療制度の創設につきましては、今回提案させていただいていますことを中心に説明させていただいたんですが、ご指摘がありましたように、この新たな高齢者医療制度の全体が見えないということで、全体をかつまんて報告をさせていただきたいというように思います。

この内容につきましては、町長が概要説明で申し上げましたように、この急激な少子高齢化によりまして、この現行の皆保険ということで、みんな保険に入ってもらおうというこの制度が、崩壊しつつあります。すなわち、高齢者の方がどんどん、どんどんふえて、それに係る費用額もどんどん膨らんでいくという構造になっておりまして、それを支えているのが、若者ということで、国民健康保険なりほかの保険で高齢者の拠出金というのを拠出したしまして、そしてこの拠出金でもってこの高齢者の費用を賄ってきたということがございます。

そういったことで、これは高齢者の方自身もご負担をいただくというように、そして若い方の負担を軽減するということが主な内容ということになっております。

それではきょうお配りしております資料について、説明をこのあたりも含めてさせていただきたいというように思います。

まず1ページ目には、現行の老人保健法と、それから平成20年から始まります高齢者の医療の確保に関する法律によった財源関係が書いてございます。コピーの資料をさらに印刷したもので、ちょっと見にくいかわかりませんが、現行のこの老人保健法による財源につきましては、今の老人保健の中で説明させていただいておりますように、2分の1が先ほどいいました若い方からの拠出金によって賄われており、また2分の1が公費ということで、国庫金、府の補助金、町の負担金ということになっております。

それがこの上側の図の右側を見ていただきますと、20年からは独立制度ということで書いてございますけれども、この公費については引き続き2分の1ということで、この2分の1については国・府・町が負担するというところで、この負担割合については現行の負担割合と変更ございません。すなわち、この公費分については、4対1対1ということで、国が4、府が1、町が1ということで、この全体の費用額から言いますと、町の方の負担金については8.3%、国が33.3%、それから府が8.3%ということになっております。

変わってきますのが、この左側にあります保険料と、それから支援というところの財源でございます。今まではこの保険料部分については、今までなかったわけなんです、今回の平成20年の4月からの制度改正によりまして、保険料を75歳以上の方で10%ご負担をいただくということになっておりますし、また拠出金部分についてがこの支援ということで書いてございますが、ここが40%相当分についてが支援分、拠出金になります。したがって、若い者の拠出金については、50%から40%に減り、そして高齢者の方については10%の自分の医療

費は負担いただくという、こういう制度になっております。

続きまして、その後期高齢者医療制度運営の仕組み、同じ1ページの下のところなんですけれども、これについては先ほど申し上げておりましたように、公費が約5割ということを書いてございます。それから高齢者の保険料が1割、後期高齢者支援金これが4割ということで、それに係る費用額の持ち部分というのが図示をされておるところでございまして。

続きまして2ページでございまして。ご質問の中でもこの後期高齢者制度というのがなぜ広域でやっていかなければならないかというようなことも疑問になるわけなんですけれども、実際に国の方の説明では、現行の老人保健制度というのは、給付は町で給付を行っていますけれども、先ほど言いましたように、町の負担金については12分の1、約8.3%ということで、医療費が幾らふえても町の分は8.3%ということで、機械的に一般会計から繰り入れる、あとの費用額については基金から入ってくる、国の補助金が入ってくる、府の補助金が入ってくるということで、本当に給付に対する意識が、責任の所在が薄いということで、もうちょっと給付対象である市町村も責任の所在というのが不明確ということになっておるといふ説明がございました。

それと、町長も言っておりましたように、少子高齢化によって老人医療費がどんどん、どんどん膨らんでいくということになっておりました。対応についても、今までのような小さい市町村が対応するのではなく、広域的にカバーして、事務の効率化等々も図っていかうというようなことから、この都道府県を単位にこの制度を運用については広域でやっていくと、このように説明ということになっております。

この資料の方を見ていただきますと、国、都道府県による財政リスクの軽減ということを書いてございます。このように先ほど申し上げましたように、広域でやることによりまして、財源リスクを分散していくということがございまして、これの財政運営につきましては、上の部分の左の楕円形のところで、この財政運営については、基本的に保険料については、2年単位の財政運営ということが書いてございますが、基本的には保険料は2年間については変わらないと、基準額が変わらないということになっておりますので、本人の所得等によっては、この後期高齢者医療制度ができて、本来1割で医療にかかっていたかんですが、所得の高い方については、今と同じ3割負担の方もおいでというようなことでございます。

それについて、下側も含めてこういったことが書いてございます。

続きまして、3ページをごらんください。この3ページの中には、後期高齢者医療制度の保険料というのが書いてございます。ここがやはり一番私どもも心配しておるところでございまして、先ほど言いましたように、財政負担をかかった医療費の1割相当分を財政負担いただくかんなんということで、ご負担をかけるということになってございますけれども、保険料の算定方法といたしまして、ここに書いてありますように、応益割と応能割ということで、今の国民健康保険制度と同じような制度内容ということになっております。すなわち、応益応能比率については、50対50ということを書いてございます。

そして、全国平均は一月当たり約3,100円ということが書いてございまして、応能割が平均で月3,100円、あわせますと平均でいきますと月額が6,200円の税額になるということで、年間では7万4,000円というお金ということになっております。

しかしながら、この保険料についても国保によく似ておりました、7割軽減でありますとか、

5割軽減、また2割軽減の制度がもたれております。その月に具体的な保険料の額というのが書いてございますけれども、ここに基礎年金受給者、基礎年金が79万円を受給されておいて、そのほかの所得がないと言われるような方については、全国平均で3,100円の一月当たりの保険料がかかるわけなんです、その7割軽減ということになっておりますので、7割軽減いたしますと月額保険料が900円、そして応能の部分がないということになりますと、900円×12ヵ月ということになっておまして、合計しますと1万800円にこの場合になります。

この1万800円と言いますのは、現在高齢者の方についても、国民健康保険税をお世話になっておりますが、この国保にかかる保険税と比較をしてみますと、現在国民健康保険の均等割は一人2万900円と平等割が1万9,700円、あわせて4万600円お一人国民健康保険に加入されておたら年間がかかってくるということでございますけれども、所得の低い方については、先ほど申し上げましたように、同じように7割の軽減が受けられるということで、4万600円×7割を軽減した3割分計算しますと、1万2,180円になります。これから比較しますと、先ほど計算しました1万800円と、それから現在お世話になっております1万2,180円を比較しますと、この後期高齢者医療制度によりまして、所得の低い方についてはお安くなってくるという、こういうことが言えます。

しかしながら、これに応能割としまして所得がかかってくると、現在よりも高い負担をしていただくということになります。

それと、先ほど議員さんの質問の中で、世代間格差を埋めるということはどういうことかということなんですけれども、この今言いましたように、高齢者の方で国民健康保険に加入していただいておりますと、国保の方の保険料は必ず7割の軽減をいたしても、3割程度については保険料をお世話になっておりますけれども、社会保険の被扶養者ということで、扶養されておられる方の75歳以上の方については、この国民健康保険は払いませんので、社会保険の扶養ということで、全く医療費に関する費用というのは支払いがゼロということになってきます。

そういったように、被扶養者の方については、今まで子どもさんなりほかの方の扶養になっておたさかいに保険料については全く払っておられないという方については、今回の改正によって新たに最低一人当たりで計算しますので、ご負担がふえてくるということがございます。

そういったことが、この今3ページの上側の枠の下の方に、扶養者の子どもと同居する者、ちょっと見にくいんですけど、子どもについては定款で平均年収が390万円、親については基礎年金が79万円の例が示してございますけれども、ここについては応益が3,100円、応能はなしということで、その下側に小さい字で扶養者保険の被扶養者については、激変緩和措置として後期高齢者医療制度への加入時から2年間、応益保険料を5割軽減し1,500円とするということになってございます。

今言いましたように、社会保険に扶養にとられた方については、今までゼロということであるんですが、いきなり一月あたり3,100円の基準額を課するのではなしに、この2年間に限って半額程度の減額をさせてもらってお世話になると、このような方向になっております。

以上、この制度についての大きなこと報告させていただきまして、議員さんのご質問のこの世代間の財政負担の格差についても、今報告させてもらった内容からご推察いただけるんじゃないかなというように思います。どうぞよろしく申し上げます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 詳細にと言いますか、概要が説明されたわけですし、それから二つ目の質問についても答えていただいたんで、それをまとめてちょっと感想的に述べておきたいと思っています。

どう言いますか、結局は高齢者にですね、現役世代という質問の中でもお答えになったんですが、今の現役世代でなくて、高齢者にもっと負担をちゃんとしてもらおうというのが、体のいい結論のようですね。

私は、一般論ですが、確かにその面ですね、いわゆる高齢者が現役よりもあれだという話はあるんですが、実際のところ、ずっと歴史的に見てもですね、社会保障をどう支えるかというのは、基本的な考え方言えばね、高齢を迎える人に対して、同じように負担をさせるというようなことはおかしいわけですね。だから、そのことの考え方だって、今やちょっとおかしいんで、逆流ではないかという感じはします。それは、既に国の政策が、例えば高齢者の医療負担についても1割から2割、2割から3割というようなことを既に3割も同じように負担してもらわなあかんということを既に審議会の中でも方向としては示しているわけで、これが非常に私は危惧するところだという点をおしておきたいと思っています。

それからもう一つは、日本の医療費が非常に高いということがこの背景にあるわけですね。この問題では、あとで野村議員からも詳細に質問があるかと思うんですが、私大きく言ってね、国際的に日本の医療費がそれほど突出しているのかという点で言うとね、これはあらゆる統計を見てもね、決して高くない。むしろ低い方なんですね。日本の総医療費というのは、だから、高い高いというのはね、マスコミまで含めて、政府のお先棒をかついでいるんじゃないかと思われるほど、やっているんですが、確かにね、むだなものはあかんというふうに思いますよ。しかし、本当に高いのかと言えば、国際基準から見たときに、決して高くないということがあつたわけですね。問題は、財源をむだな事業に使い過ぎ、国が、ここが金が足りない原因をつくっているんです。

その点で、具体的に何点が指摘しておきたいと思うんですが、もう一つはですね、医療費を高くしている原因のもう一つは、先日もNHKのクローズアップ現代で指摘をしておりましたが、いわゆる医療機材はアメリカと比べても数倍、ひどいんだったら10倍以上高いと。同じものが、それは流通だとかいろんなコストがかかるんですが、小さい日本で輸送コストはかからないですよ。だから、ここの医療機器の問題がなれば独占化されていることで価格がむちゃくちゃに高いという問題があります。

もう1点は、薬です。これはなかなか直らなくて、何回も何回も国会でも問題になりましたが、ピカシンとかゾロシンとかいう名称で、業界用語では言われているようですが、新開発の薬は確かに金が要るんですが、べらぼうに高いんです。しかし、ゾロシンが言われているのはね、ある年限がくると、20年でしたかね、15年でしたかわかりませんが、新しくつくる特許期間みたいなもので、それが安くなって出てくると。今最近はね、そういうのをどんどん使う風潮が医療業界の中でも出てまして、ゾロシンも安いの。もっと安いのもあるらしいですが、こういうことの工夫があるんですが、しかしそういうことが今言ったように医療費を膨大させているということですので、認識のですね、金がないから仕方がないという今の流れの風潮や、今度の制度なんかも、その結果だと思うんです。

特に二つ目の質問に関連して言えば、いわゆる確かに扶養になっている人は負担していないとかいう制度はあります。しかし、基本的にはね、これは今までから指摘されてきた問題なんですね。いわゆる負担の平等問題は、何度も何度もやっていて、それとは関係なしに国は金を出したくないということが基本にあって、負担を全部自治体といわゆる住民に国保で言えば押しつけてきた経過があるわけですね。だから、86年ですか、中曽根内閣のときに始まったこの改革でね、どんどん、どんどん自治体いじめは始まったんですよ。だから、この今回の出てくる制度についてもね、大きく言ってそういう将来性がきちっと保障ができるのかという点では、非常に不安を覚えるということを経験をして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

勢旗議員。

10番（勢旗 毅） 広域連合にかかわりまして、少し教えていただきたい、このように思っております。

今の説明を聞きますとですね、保険料率の決定は、これは広域連合がやると。それから賦課決定も広域連合がやると。被保険者の方も大体やられると、こういう認識ですけれども、そういうことでよろしいですね。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今ご質問の件なんです、税の徴収については、市町村が実施するというようになっておりまして、今議員さんがおっしゃられましたように、保険者証の交付についても広域がやります。

しかしながら、その交付を実際町民の方の引き渡しについては、市町村の責任ということになっておりますし、また再交付等、町民と住民の方と密接な部分については、市町村の役割ということになっております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

10番（勢旗 毅） この保険料の徴収ということとですね、窓口の情報を住民情報と所得情報を市町村は提供すると、こういうことになって賦課されるということになると思うんですが、この現在の全国の状況を見てもですね、かなり徴収率にばらつきがあるわけです。このことがですね、例えばこの与謝野町がどの域にあるかわかりませんが、低い場合ですね、あるいは高い場合、この辺のことについてはどういう格好でこれから進むということになりますか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいまの保険料の徴収についてです。この後期高齢者医療制度の保険料の徴収につきましては、現在の介護保険制度と同じように、年金から天引きをさせていただくということになっておりまして、75歳以上でございますので、対象者の約90%が年金から天引きをさせていただくということで、徴収率についても、大変高い額でお世話になれるんじゃないかなというように思っております。

そのあと残りの10%相当分については、これは市町村が個別に普通徴収をするということになっておいて、一生懸命市町村も当然やっていくわけなんです、その徴収しきれなかった部分については、国なり府の方が、一定財源措置はされますけれども、これは徴収の強い指導監査等をあわせてのことでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

10番（勢旗 毅） そうしますとですね、大多数の人は年金から徴収をするということになるわけですが、現在でも国保税の中でもですね、この年代の人というのは、非常に徴収率にはご協力をいただいております。

少なくともですね、98%程度の徴収率ではないかと思うんですが、その層が抜けた場合ですね、あとの国保の徴収関係についてはどうのように課長は試算されておりますか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいまのご質問ですけれども、本当に私どももそういった高齢者の方については、納税意識も高く、今ご指摘のように本当に高い率で納付をいただいております。

その層が75歳以上の方がそっくり今度広域連合の方に移管するというので、国民健康保険からはずれるということになります。そうしますと、残ったものについての分析はきちっと、年代別の世帯主の分析というのにはできておりませんが、ご指摘のとおり、徴収率については今よりも下がってくる傾向にあるんじゃないかなということは懸念されております。

こういったことを含めて、税務課とあわせて、今後については徴収については一生懸命、今も年末に向けて職員と管理職を含めた60名体制で徴収の方を今やっている最中でございますけれども、そういった体制を組んできちっと徴収をさせていただきたいというように思っております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

10番（勢旗 毅） それでは最後にですね、もう1点だけ質問しておきたいんですが、国保と同じようにですね、当然問題がある場合は、いわゆる短期の医療証であり、それから資格証明書が出されると、こういう扱いになるというのは国保と変わりませんか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 保険料を長期的に滞納しておったら、資格証ということになっております。長期的に申しあげましたけれども、一応基準では、1年以上を納付がない場合については、資格証の発行ということがうたわれております。

広域連合の方がこの後期高齢者の方に対して本当にきちっと資格証を発行するのかどうかというのは、今後検討されるというように思っておりますが、基本的には、国民健康保険と同じ1年以上滞納された方については、一たん全額を払っていただく資格証の発行ということになっております。

議長（糸井満雄） ほかに。

1番、野村議員。

1番（野村正八） 保健課長に質問します。

提案されている制度は、164国会で成立した医療費の引き上げやまた給付を減らしていく、こういう内容を盛り込んだ医療制度改悪の関連法案の中の1つだというふうに理解をしています。

この中に、高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる確保法を一部変更して、前期と後期に高齢者医療をわけていく、保険をわけていくという、こういう内容になっているわけですが、大きな問題は、先ほども説明もありましたが、現在加入している健康保険や国保から、後期高齢者ということで75歳以上の方を切り離していくという、ここに最大の制度の変更と問題点があるというふうに思います。

その点について、課長にいろんな面から質問をしていきたいと思います。

この制度の目的が、今までは老人保健法で運営されていたものが確保法に変わる、大きな変更が老人保健法では健康の保持ということが目的に、まず明確にうたわれていますが、確保法ではこれがなくなって、医療費の適正化ということが明確にうたわれている。冒頭にね。ここを見ただけでも、何のために後期高齢者を今までの保険制度から強制的に変更するかということが、明確だろうと。いわゆる医療費を減らしていく、そして国の負担を減らしていく、こういうところにあるだろうというふうに思っています。

この制度がつくられることによって、いろんな問題があると思うんですが、大きくいわゆる保険料の問題と、それから先ほどもありましたが資格証明などによって、・・・によって医療が受けられなくなるのではないかという問題、それから広域化になることによって、住民の声が届きにくくなるのではないかという、こういう問題がある。いろいろありますが、大きく言えばあるだろうと思っておりますので、これらの点について、一つ一つお聞きをしていきます。

まず、保険料の問題ですが、先ほど言われたように、健康保険に入っている方の扶養者となっております75歳以上の高齢者の方は、今までは全く保険料がなかったのが、2年後からは先ほどありましたように最高で月6,200円の保険料を新たに払わなければならなくなる。また、国保の方でも、いわゆる住民税非課税以下といいますかね、低所得者の方は軽減制度で適用されていますが、そうでないそれ以上の方は、一人当たり幾らという、今は負担になっているわけですね。その方々が新たに後期高齢者の保険料として徴収される。そのことによって、大きく保険料が上がっていく。先ほど説明がりましたが、恐らく今は一人当たりで言えば、年2万900円が最低でも月3,100円、3万7,000円ぐらいに上がる。かなり上がるわけですね。こういうふうに思います。

軽減制度があるというふうに言われましたが、こういう多くの新たな負担になるということは、間違いないでしょうか。まずここをお聞きします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 先ほどの説明の中で、具体的な保険料ということで3ページの資料を使って説明させてもらっておりましたけれども、実際老齢基礎年金だけの方でしたら、言いましたように安くなるという報告をさせてもらいました。それが、同じページなんですけれども、自営業者の子どもと同居する者については、7割軽減の軽減が受けれないということになりますので、合計で3,100円の12ヵ月ということになりますと、先ほど仰せられましたように、3万6,000円から7,000円になるということになります。

現在の均等割が、言いましたように2万900円お世話になっておることから、差し引きまして1万五、六千円の負担になるということで、今回若い方と同居しておられましたら、軽減を受けられない場合もございますので、そういった場合については、ご指摘のように負担増になるということに計算上なっております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村正八） 健康保険の対象の方は、ゼロが月6,200円、そして国保の軽減以外の方は1.5倍引き上がるわけですね。それともう一つ大きな変更は、年金からの天引きということで、国保の方でもそれまでは扶養者の方に、世帯主に全額請求で支払いをされていたわけで、高齢者

の方が払っておるという感覚はないわけですね。独居老人等々でない限りは。それが、介護保険と同じように若い人と一緒に暮らしている人もその75歳以上の方本人に徴収請求がされて、年金から引かれる。その負担はですね、介護保険がこの間約4,000円ちょっとに上がった、かなり上がったわけですが、それでも大変な負担ということで悲鳴が上がっているところに、新たにこの年金から引かれると。今まで子どもが払っていた、親が年金から引かれる制度に変わったんだから、その分は子どもが払いましょうとあって、そんな理解でですね、すっといくような家庭はまずないのではないかと。

そういう意味からいうと、介護保険料とあわせると7,000円ぐらいの天引き額がふくれあがっていくと。四、五万の方、三万の方もおられる中で、7,000円それだけで引かれる。大変な事態になるんじゃないかと思うわけですが、これらについても間違いないのか、お聞きしたいと思います。

もう1点は、先ほどの説明で1割、後期高齢者が負担するのが1割というふうに言われましたが、当初はそこから出発しますが、そのあとの資料に書いてありますが、この1割はだんだん上がっていくという制度になっているのではないかと考えています。いわゆる高齢者の人口が比率がふえればふえるほど、これを見直していくという。最低が1割で、今後それをあげていく。つまり、高齢者の医療にかかる部分について、ふえればふえるほど、高齢者が医療費も高齢者もふえればふえるほど、高齢者により多く払っていただくという仕組みに既になっている。このことも間違いないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） まず1点目の年金からの天引きということです。

これは今ご指摘のとおり、介護保険料についても年金から天引きさせていただくということになっておりますので、今回の制度改正によりまして、後期高齢者医療の保険料についても、介護保険料と同じように年金から引かせていただくということになっております。

しかしながら、補足説明させていただきますと、年金から引かせていただく金額というのが、年金が18万円以上であるということは原則になっているんですけども、年金支給額の2分の1を超えたような場合です、介護保険料と今回の高齢者医療制度による保険料の合計が支給額の2分の1を超えたような場合については、年金天引きをしないということになっております。

そして、介護保険優先になっておりますので、今回の制度によって、追加しなくて介護保険だけ年金天引きができるような状態であれば、介護保険だけ年金天引きをして、後期高齢者分は普通徴収になるという、こういうことに年金からの天引きはなっております。

それと2点目の懸念されております、介護保険制度もなんですけども、だんだん個人負担金が増えてくるんじゃないかなということをご心配されておりますが、お渡ししています資料の3ページをごらんください。この資料の3ページの下側の方に、参考ということで保険料等の変化、試算ということが書いてございます。ここに、平成20年については10%、そして平成27年度については10.8%ということで、この7年間で0.8%上がるということで、数字的には低い額なんですけれども、そういった医療の動向によっては、国の方の試算では0.8%7年間のうちに上がると、このように試算をいたしておるところでございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村正八） この後期高齢者制度が始まる2年後からは、いわゆる前期高齢者の方の医療費が2割に引き上がっていきます。そういうあらゆる面で高齢者全体の医療費が、先日、現役並み所得の方は3割ということで上がりましたし、今後もどんどん、どんどん上げようという、こういう今の国の政治の方向、一層深刻な事態が生まれるというふうに思います。

それですね、次の点で質問しますが、現在の状態でも医療費が払えないという、こういう相談を受けるようになってきているわけですね。そういう中で、先ほど言われたように、さらに高齢者に直接年金天引きの額がこれだけふえていくことになれば、一層そういう方がふえるのではないかというふうに心配しています。現状でも、この医療費一部負担金ですね、これを免除、減額制度がありますが、この後期高齢者の確保法でもその制度が残っていますが、こういう点について、現実的に医療費が払えないので病院に行けないという方がないようなことにできる可能性はあると思いますが、この点についてはいかがですか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今のご質問のことなんですが、実際本当に具体的なことになっております。現在でも、高齢の方については所得等によって一月にもっていただく金額というのが頭打ちと言いますでしょうか、上限が決められて、請求されるということでありますけれども、今後についても、それがなされるということに変わりはないというふうに思います。

しかしながら、その最低限度額もっていただく部分も払えない方については、今後の広域連合の方でそういった方の救済措置についても、当然検討していただくということになりますし、またそういった広域連合の中で、この議会から議員さんとして1名お世話になるわけでございますので、そういったことを十分大きな声を出して、広域連合の負担割合を決めていただく場合について、きちっと伝えていただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村正八） 次に、資格証明書の問題について質問します。

先ほど質問がありましたこの期限付き保険証と資格証明書、この2つのものが今現在全国的にあるわけですが、これがどういうものかということと、資格証明書と期限付きとがどう違うのかについて、説明をしていただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいまの質問の期限付き保険証と資格証明書ということですが。期限付きといいますが、現在国民健康保険でもいってまますように、短期証のことです。

現在、国民健康保険ではこの納税が1年以上滞納されておる方については、資格書の発行をせずに、短期証ということで、原則3カ月の短期証を出しております。この短期証といいますが、実際3カ月間、今と同じ保険が使えるということになっておりまして、国保の場合でしたら、一部負担金が3割、後期高齢者の場合でしたら1割ですので、その3カ月間については短期証で9割の給付を受けれるということでございます。

これについては、納税の相談なり、また身体的な相談等も聞かせていただくということで、原則3カ月ということにさせてもらっています。

それと、資格証につきましては、これは国民健康保険の資格がある、また広域高齢者医療の資格があるということだけでございまして、9割の給付は受けられずに支払い金額は10割、そっ

くり払っていただいて、そして税金を全額納付された場合については、その差額の9割相当分については償還払いを受けるということで、短期証と資格書は大きな違いがございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村正八） 今説明があったように、短期証と保険証と同じですが、資格証明書は名前のとおりで保険証ではない。だから保険証を1年以上滞納になれば、取り上げるということになるわけで、これは全国的に実施しているところもあるし、多くの自治体ではまだ実施していないところという事実上にあるというふうに思います。

後期高齢者も現状と同じ形でこれが盛り込まれています。確保法の中に、この資格証を発行している自治体では、かかった医療費全額払わなければ医療が受けられないわけですから、はなから病気になっても病院にいけないということで、行かずに亡くなるという、そういう本当に悲惨な事件が後を絶たないという、そういう事態になっているわけですね。こういう事態が広域連合になって、後期高齢者制度がつくられて、こういう事態に与謝野町の住民もならないのかどうか、非常にここは一番大きな心配をしているところです。

介護保険の滞納者もですね、400人近く今あるわけですね。先ほど言われたように、1万5,000円以下の年金の方は1割ぐらいだから、多くの方が年金天引きで対等にはならないということにはなりますが、それでも400人近く介護保険だけでもあるわけで、先ほどの説明だと、その介護保険を先に引かれて残った方ということですから、介護保険よりも深刻になるだろうというふうに推察しますが、もしこれ資格証明書が発行されることになれば、今言ったようなことになるのではないかと不安に思っていますが、課長はこの点についてはいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 命にかかわることでございますので、今ご指摘のように、本当に10割負担をして医療機関にかからなければいけないということになりますと、本当に保健課としましても心配なところでございます。

しかしながら、保険料設定については、先ほど言いましたように、その所得のなり方については、7割軽減、5割軽減、2割軽減ということがございますので、そういったことでできる範囲でお世話になると、これは国保もそうなので、ほかの制度もそうなんですけれども、みんなで支えあうということがございますので、そのあたりは十分ご協力なり、お願いがしたいというように思っております。また言いましたように、そういった受けたくてもお金がないから受けられない方については、本当に心配なことだというように思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村正八） 現在、同じ制度の介護保険でも、これだけの大量の数がおられるわけですから、それらの方が福祉のサービスどころか、医療も受けれなくなるという、深刻な事態になるだろうと。先日のワーキングプアでも、無年金者でも生活保護を受けずに何とか、あの方は缶を拾っておられたりしながら暮らしているという方がありましたが、そういう方から、これだけの負担がさらにふえてね、暮らすためにはこういう保険料、医療費は払えないという方が現実に生まれるわけで、この点については、つくるんじゃなくて、本当にこういうことにならないように、どんどん物を言っていくということが必要だろうというふうに思っています。

あとですね、もう時間も余りありませんのでまとめてお聞きしますが、埋葬料ですね、これも

後期高齢者保険から出ることになるのではないかというふうに思っています。これについては、健康保険では5万円、今出ています。今後、後期高齢者の広域連合で決まっていくと思うんですが、こういう問題についてもですね、給付の引き下げが起こらないような形で臨むことが必要だというふうに思っていますが、これについて事実かどうかということ。

それから、健康診断の問題ですね。健診についても、保険者がするというところに現状なっていますし、この確保法でも保険者がするということになっています。そうなりますと、75歳以上の方の健診が広域連合でやられるということになるのかなというふうに思います。これについてはどういうふうになるのか、お聞きします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） まず1点目の埋葬料については、現在国民健康保険に加入していただいておりますと、亡くなられましたら1万7,000円の支給をしております。この後期高齢者制度ができますと、国保から外れるということがございますので、これは広域連合の方でその埋葬料についてお支払いするというようになっておりまして、広域連合でもこの埋葬料については引き続き制度としては残っていくということがございます。

額については、今後きちっと決定されるということをお聞きしております。

それともう1点の健診でございます。今ご指摘のように、このメタボリック等々含めまして、健診については保険者が担うということになってございまして、国保加入のお方でありましたら、町の国民健康保険が担う、また社会保険は社会保険が担うということになっておりまして、後期高齢者の方については、広域連合が実施するというようになっております。

そういった国の通達の中にも、広域連合は健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康保持増進に努めなければならないというふうにうたわれております。今後、広域連合の中でもどのようにそういった被保険者の健康を守るかということについては、議論をされるというふうに思いますので、今後その推移を見守っていきたいというふうに思いますが、全くしないということにはなっていないというふうに思います。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村正八） 健診についてはですね、先ほどもちょっと言われましたが、メタボリックシンドローム等の問題も含めて、特定健診、特定保健指導ということで、これも2年後といいますが、2008年から大きく変化するというふうに聞いています。いわゆる健診率が低いところについての補助の内容が高いところと変えていくと言いますかね、全員健診させるような強制的な形での取り組みということも言われておりますし、そういう点でも、またこれが後期高齢者の分についてはどうなるのかということが非常に不安を持っています。

とりわけ健診については、当町では健康を守るという点で、命を守るという点で、力を入れていて、無料健診ということで多くの方が健診を受けていただいています。今回の補正でも、予定より多くの方が受けていただいて、増額補正が出されていることを見ても、非常に積極的に取り組んでいただいているというふうに思うわけですが、これが広域連合に変わっていくということになると、与謝野町として住民の健康保持のためのこの健診制度が、今後とも今までどおりに続けられるのかどうか、非常に心配をしております。

こういう地域の特性を生かしていくということについても、広域連合に物を言ってもらいたい

ですね、よりよい内容にしていくということが求められてくるだろうというふうに思っています。

最後に町長にお聞きしますが、今言いました保険料の問題、そして医療費の問題、とりわけ資格証明書の問題、そのほかの個々の健診を含めた広域連合に変わることによるさまざまな地域の特性が生かせるのかどうか、こういう単に75歳以上の高齢者の方を別にすれば、それで何か事が済むという問題では済まない、いろんな問題をこの新しい制度は抱えていますので、保険が発足するにあたり、こういう立場で、住民の命と暮らしを守る立場で、積極的に意見を述べていただく必要があるというふうに思いますが、これらの点についての町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） この後期高齢者のこの保険につきましては、本当にいろいろと問題があるというふうに私自身も感じております。本当にこれで将来的にみんなが安心して住めるような、そうした国づくりができるのかなというふうな感じさえ持っております。

しかし、こうしたことの中で、今まで与謝野町がやってきましたことがぜひ生かされるように、あらゆる場面で意見は述べていきたいというふうに思いますし、そうしたことの成り立つような形で基本的には考え方で進めてまいりたいと思っております。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村正八） 後期高齢者医療制度創設に伴う京都府後期高齢者医療広域連合の設立に関する規約案の議決について、賛成討論を行います。

本広域連合設立にあたっては、先ほど質疑の中で指摘をしましたように、大変多くの問題が山積をしております。自治体として、本当にこれで後期高齢者75歳以上の高齢者の暮らしと命が守れるのかどうかと言えば、とても守れない大きな改悪だということは明らかだというふうに思います。

しかし、この制度は国の法律で強制的にしなければならない、ここに入らなければ後期高齢者の医療そのものが、保険そのものが成り立たないということですから、自治体として、こういう制度を提案せざるを得ないということは理解できます。そのことによって、賛成をすることとさせていただきます。

しかし、先ほど述べましたように、大きなこれらの問題について、どれだけいい広域連合の内容にしていくかというのは、本町の議会からも代表が一人入ることにもなっていますし、町長については、そこに入るかどうかはまだわからないわけですが、いろいろと意見を言っていたいく機会はあるといふふうに思います。

今、国が税の問題でも、福祉の問題でも、あらゆる面で格差社会を進めてきています。そしてこの後期高齢者以外の問題でも、先ほど指摘しましたように、2008年からは前期高齢者については1割から2割への医療費の負担、そして後期高齢者はこういう保険料の増額、あらゆる面

で医療についても格差社会を進めていく、弱い者から負担をふやしていく、こういう状況になっています。とりわけこの医療の問題は、命にかかわることであり、大変大切な問題でもあります。この命にかかわる問題までお金がなければ医療が受けられない、そんな制度にするわけにはいかない、これはすべての人の当たり前の思いではないかなというふうに思っています。

したがって、この広域連合をつくるにあたりまして、ぜひとも先ほど指摘しましたことも含め、今後いろんなことが生まれてくると思いますが、引き続き地域の高齢者の医療、暮らしを守るために、しっかりと物を言うていただくことをお願いをしまして、賛成討論といたします。

議長（糸井満雄） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第168号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第168号 後期高齢者医療制度創設に伴う京都府後期高齢者医療広域連合の設立に関する規約案の議決については、原案のとおり可決されました。

ここで一たん休憩をとりたいと思います。

10時55分まで休憩をいたします。

それでは休憩します。

（休憩 午前10時38分）

（再開 午前10時55分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第3 議案第173号 与謝野町道路線の廃止、変更及び認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは町道認定にかかわって質問をさせていただきたいと思っています。

私が気になりますのは、廃止の部分です。廃止する路線で、駒田の関係で2本出ておりますが、この点についてですね、廃止したあとはどうなるのかという点を、全体の今後のことも含めてご答弁願えたらと思っています。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまご質問ありました26ページの1の廃止する路線、駒田住宅の部分でございますが、ここにつきましては、廃止したあとどうなるかというご質問でございますが、これにつきましては、駒田住宅そのものが借地で、その中に町道があったということで、住宅の老朽化によりまして、取り壊しをし、個人さんにお返しをいたしております。よって、町道部分についても、個人さんにお返しをしたというようなことでございます。

なお、ここにつきましては、平成12年に廃止となっております。今日まで手続きが遅れましたことについては、おわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） よくわかりました。

もう1点はですね、今後のこともあるので、ちょっと問題意識がございまして、これは今回の場合はそう大きな問題はないと思うんですが、地名等々の廃止等々にかかってくる問題もありますので、その点について要望と言いますか、意見を述べておきたいなというふうに思っております。

地名というのは、昔から名残があって、歴史も持っているわけで、今後出されるこうした関連の議案についてもですね、ぜひ例えば地元の関係で郷土史研究の方とか、こういう研究会とかいうところでですね、よく相談もしていただいて、意見も聞いて、対応してはいかがかというふうに思っておりますので、これは要望として述べておきたいというふうに思っています。

終わります。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまのご要望についてですが、旧町それぞれ考え方があろうかと思えますけれども、旧岩滝町においては、道路の新設においては、関係地元の区さんとのご協議をさせていただいた中で決めさせていただいておるようなことでございます。

また、今回のことにつきましては、基本的な名称変更は行わず、路線がかぶっておりますので、それぞれの地区の名称を上に乗せさせていただいたということでご理解がいただきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう一言。町自身がね、本当は前に言えばよかったんですが、特に加悦の場合は歴史と文化を生かすということですね、一つのステータスというか、町のあれにしていたので、ぜひ今後もそれを生かしていくということですので、そういう点は十分配慮していただいて、もちろんこれは野田川でも岩滝でも同じことで、そういう点はね、これからの時代として、歴史をしっかりと生かしていくと言いますか、残していくという意味でも大事だと思いますので、よろしく願います。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

9 番、井田議員。

9 番（井田義之） 建設課長に二、三お尋ねしておきたいというふうに思います。

今回、古い路線名で重複する部分が名称変更されたということなんですが、一つ新しい、先ほど伊藤議員は廃止路線でしたけれども、私は新しい路線が認定されるということです。この中村大虫神社線については、与謝野町の町道の認定基準が新しく制定されております。この基準に沿ってだろうというふうに思うんですが、改めてこの基準の中に適応しておるのかどうか。と言いますのは、結局道路の両側の側溝がしっかりと納められておるのかどうか、この点を含めて質問をいたします。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまご質問がありました議案書の32ページにかかりますところかというふうに思っております。

これにつきましても、ただいま井田議員さんがおっしゃられたとおり、町道認定に係る分については、新町の町道認定基準というものに基づいてするべきでございますが、これにつきましても、本来認定するべき町道でございまして現在も使用されております。これが平成10年に農道から町道になっておりました、手続きが未完了でございました。こういったことで、今回町道にあげさせていただいております。これにつきましても、手続きのミスということで、大変申しわけなく思っておりますが、ご理解のほどよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 新しくいわゆる町道の認定基準が設けられているわけですね。やはり、その認定基準に沿った中での町道の認定というのが一番正しいのではないかなと、こういうふうに思ひます。今、過去のことを申し上げられましたけれども、それはそれなりに規則の理由だろうと思うんですけれども、やはり認定基準に沿った道路にして認定をすることやろうというふうに思ひます。

ただ、認定基準の中で、いわゆる町長のという文言が必ずあります。それで言えば、別に我々が反対する理由はなかなか見当たらないということだろうというふうに思ひますけれども、そこでもう1本、ちょっと突っ込んでお尋ねするわけですけれども、過去のそれぞれの認定基準があり、また過去の中でも認定基準に沿ってない道路が各所にあるというふうに思ひますが、新しい認定基準に沿ってない町道、新しい認定基準ができてその中にいまだに不整備な道路が、大体なんぼくらいあるのか。ただ新しい認定基準の中で民家が5戸以上とかいうのがあるというふうに思ひますけれども、それはそれで5戸以上というのは抜きにして、いわゆる道路の幅員もあるわけですけれども、幅員についても両方に民家があって広げられないというようなものもあると思うんですけれども、そういうことではなしに、いわゆる今の農道を町道にしたとかいうのは、両方に側溝をつけるのは、これはもう町がやろうと思えばできるわけですね。そういうもののクリアできてないいわゆる今の町道が、大体どれくらいあるというのを課長は把握しておられるのかどうか、そこについてお尋ねをいたします。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまのご質問でございますが、ちょっと細かいところは把握をいたしておりません。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） やはり町道ですので、町道として管理をしていく、除雪等が最たるものだろうと思うんですけれども、管理をしていくというのが町の責任になるわけですね。だから町道認定するわけですが、やはりできてないところについては、ぜひともできる努力をしていただくと、道路が町道認定すると民家がどうしても建ちます。家が建ってからでは、そういう町道認定の基準に沿ったような道路にできないということがあろうというふうに思ひますので、その辺のところは研究をさせていただいて、一日も早いこと町道認定基準に沿ったような町道にさせていただきたいというふうに思ひます。

それとあと1点お尋ねしたいと思ひます。この今回の路線名の変更の中には入ってないやないかと思うんですけれども、野田川町時代にきわきわで町長の提案がありまして、認定をしました亀山中地線ですか、何かそんな路線名だったと思うんですけれども、町道がございまして。これに

については、一切まだ手つかずになっております。こういういわゆる手つかずか、それとも工事が途中でとまっておると、町道認定はしてあるけれども、工事が未完成だという道路が何線ぐらいあるのか、この際お尋ねをしておきます。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） あとの方のご質問からお答えします。

町道認定したけれども現在認定のままでとまっておる路線は何路線かというご質問ですけれども、本来の事務手続きから言えば、旧野田川町さんがやられておりました町道認定、告知、工事施工というものが一般というか、本来の筋というふうにお伺いをいたしておりますが、旧岩滝町、加悦町におきましては、工事をしてから町道認定をやっていくというようなことがございましたので、基本的には今おっしゃられた部分だけじゃないかなというふうに、旧岩滝町についてはございませんし、加悦町についてもそのように聞いておりませんので、そこだけかなというふうに認識をいたしております。

それから、町道の部分、今後整備というお話がありましたが、今後の町道という部分をやっていく場合には、基本的には4メートル以上が基本という新町の考え方で事業を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 再度1点だけお尋ねしておきたいというふうに思いますけれども、今課長が野田川町の場合には特別な例で、ほかのところは路線ができてから町道認定ということだと、だからそういう未完成な町道というのはいないだろうというふうに、基準は別にして、未完成の町道というのはいないだろうという課長の答弁でした。

今後、町道認定については、業者が提出される町道認定、これは恐らく今課長が言われるような町道ができてから町道認定。だけど、地元からのいわゆる要望が強くて、農道だけでも町道認定してほしいとか、それからこの道路は私道的な部分もあるんだけれども、町道認定してほしいとかというような要望があると思うんですが、そのときには、今のいわゆる町道認定の基準にかなったようなものに工事をして、町がする場合ですよ、業者が町にお願いする場合じゃなしに、町が提案をして町道認定する場合、そういう一定の基準をクリアされた中でないと、議会には提案されないというふうに理解をしておいたらいいかどうか、この点を最後にお尋ねをしておきます。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 先ほど特別なというような、野田川町がありました。野田川町が特別ではございません。野田川町が本来の、正式にいうとそっちが筋だと思っております。ただ一般的には、あとで認定される方が多いように伺っております。

本来は、野田川町さんがやられたように、町道認定をして、告示して、工事をするのが本来の筋と言われております。

ただし、旧岩滝町におきまして、旧加悦町におきまして、その他においても、工事を進めた後から町道認定している方が多いようなようであると。それで野田川町さんが特別というようなことはありません。

それから、先ほどの工事の関係でございますが、町道認定基準の中に、現在工事を進めておる部分、それから供用済の部分、旧町において、その部分については、配慮するという条文がたしかあるかと思うんです。それについては、新町の新しい基準にはそぐわないというふうに考えておりますし、これからの町道認定につきましては、例えば民間さんが町道認定を求められる場合、これについてはあくまで幅員4メートル以上のもの、当然道路側溝等は必要として、そして初めて町道認定をさせていただくというような格好になるかと思えます。

議 長（糸井満雄） ほかに。

10番、赤松議員。

10番（赤松孝一） あえて質問をしなければならないほどのことでもないんですが、お尋ねするんですけれども、この33番、36番、37番といずれもこの路線ナンバーは加悦駅線となっているわけですね。何々加悦駅線、加悦駅何々線、同じ加悦町駅という文言が使っている、文字があるんですけれども、場所は微妙に番地が違うわけなんです。特にこの加悦駅加悦奥線は、ちょうどこの役場の前の信号の、またその上の信号の・・・ところの四つ角のところになってますし、それからこのあとの33と37は、この役場の前になっているんですね。

駅というのが、バス停の駅なのか、旧加悦駅なのか、33と37番でいけば旧加悦駅の庁舎の駅舎の真ん前になっているわけなんです。こういうような紛らわしい名前はですね、この際加悦役場とか、違う名前とか、もっと夢のある名前とかにされる方がわかりやすいのと違うかなと思って、これは課長にお尋ねしたらいいんですか、いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまご質問がありました議案の31ページの33からと、資料の58ページ以降ちょっと見ていただけたらと思うのですが、特別他意はございません。旧野田川町とか加悦町をそれぞれわけていた道路が1本の路線でございますから、その前後の名前をとらせていただいたというような格好で、例えば33番であれば、旧野田川町さん分が四辻三河内線、それから加悦町さん分が加悦駅三河内線、それをあわせるような格好で、四辻加悦駅線としたような格好で、ご了解がいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 特別文句をつけるわけではないんですけれども、その三河内を抜いて四辻加悦駅線という由来もわかります、それを見たら、わかっているから、加悦駅というのはかつての加悦鉄道の加悦の駅がそこにあったわけですね。今現実に駅の庁舎は向こうにありますけれども、古い保存してありますけれども、加悦駅というものが、いわゆるバス停なのか、鉄道の加悦駅なのか、新たにつけるわけですから、名前を、新たに同じつけるのならば、同じ加悦駅が3つあるんですけれども、明らかにこの花組というところは、これは加悦のバス停の駅ですよ、これは、加悦駅と言いましても。あとの二つは、加悦の旧来あります加悦鉄道の加悦駅のことです。

だから、こういった新たなお名前をつけられるときには、今もう既にないわけですね、加悦駅というのは、保存したものはありますよ、保存した加悦駅は場所が違いますね、また、だから同じ新たにこういう提案をされるのならば、もう少し夢のあるというのか、今のこの実情に応じた名前をつけられた方がいいんじゃないですかという私の質問です。だから、これを非難してい

るわけではなく、これはこれでわかりますけれども、例えば加悦駅はどこのことを指しておられますかという、バス停なのですか、例えば、ということを知りたいわけですが、

だから、もう少し同じ名前をつけられるのなら、いい名前を考えられたらいいんじゃないかなという提案ですが、

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 旧使っておられました加悦町の路線、そのまま運用させていただいたという部分でございます、先ほど赤松議員さんのおっしゃられたように、そういった意見も含めて、今後の町道の名称、それから変更も将来地元の方で要望等出てくるならば、そういった部分も含めて今後検討させていただきたいなというふうに思いますので、ご理解がいただきたいとします。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） よくわかりました。そんな大した問題でもないんですけど、やはりこれから新しい路線の名前をつけられる場合は、せいぜい夢のあるような名前をつけていただければというふうをお願いをしておきたいとします。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第173号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第173号 与謝野町道路線の廃止、変更及び認定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第174号 町道明石香河線改良（その2）工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森本議員。

16番（森本敏軌） それでは議案第174号、明石香河線改良（その2）工事請負契約の変更について、建設課長にお尋ねいたしたいとします。

6月議会にこの議案は提案をされて議決されたんですが、そのときの図面の中に、この植生工と側溝という字が入って、これはこの工事に入っているものだというふうに思ったわけですが、この点について、なぜ今回の追加という状況になったのか、まずお尋ねしたいとします。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 説明がちょっと私の方が不十分だったのかもしれませんが、切り取り部分につい

ては、色を塗っておった関係で、そういった含まれておるといふような形になったのかなといふふうに思います。

当初、色は塗っておるんですが、法面部分、それから側溝の部分、これがちょっと含まれていなかったということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） 図面に側溝の形もありましたし、それから植生工のことも小さい字で書いてありましたので、これは入っているのではないかなといふふうに私は感じたので、なぜ入っていなかったかということをお尋ねしたんです。

それでは次の質問にいきたいと思いますが、今回この明石香河線については、その1、その2ということで、17年度からの繰越分ということで、この繰越分についてはその1、その2で終わるといふふうに承知をいたしておりますが、現在、香河へ向かって右側の部分が、今切土されているように思います。その3という発注、落札状況について資料をいただいたんですが、1,627万5,000円で砂後建設さんが落札されておるといふことで、多分その分がそうではないかなといふふうに思うんですが、18年度予算について、1億円ということで予算化されておるんですが、この18年度予算について、今年度あとわずかとなったんですが、どの程度進むのか、また繰越になるのか、すべて執行されるのか、その点お尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 進捗状況等のことかと思えます。

まず、平成17年度の繰越分として1億2,300万円、平成18年度分として1億円、現在事業を進めております。

その中で、現在の部分、先ほど右側の云々ということがありましたが、おっしゃられるとおりで、その3の切り取り部分でございます。

現在の状況ですが、テールアルメと言いまして、直壁のコンクリートを引っ張るような工事でございます。これはもう完成をいたしておりますし、現在その上の仕上げの盛り土残すのみとなっております。

切り取り部分は上部1段完了しております。残り1段は現在施工中であるといふようなことで、あともう一つは、通行どめといふような形が現在となっております。12月中にはとりあえず交通が開放できるんじゃないかなといふふうに思っております。

それから今後の予算の状況、見込みでございますが、ちょっと京都府との予算の協議の中で、若干変更が出てくるかなといふふうにも思っております。どちらかという減額の部分で話が出てこないかなと。ただそういった場合は、19年度に、今年度減った分は上積みをしていただきたいといふような格好で現在話を進めておりますが、まだ確定という段階ではございません。

あと、今後天候等いろんな状況によっては、繰越も、土いらいの関係でございますので、全くないとは言いませんが、今のところは順調に進んでいるような状況でございます。

以上です。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） 順調に今大工事ということで進めていただいております。それで、6月議会にもお尋ねしたと思うんですが、一応課長6月の答弁の中で、平成21年をめどに第1期工事を

終了させたいという状況を伺ったんですが、このことについては、当然峠の部分で切り下げでありますとか、スノーシェルターでありますとか、峠部分はすべて第1段階を完了するというふうな状況にも思うんですけども、その辺の21年めどについて、改めてどういった具体的に工事が進められるのか、どこら辺まで進むのか、お尋ねがいたしたいと思います。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまご質問がありましたように、平成16年度から21年度をめどにしているということで、現在この計画について、特に変更もございませんし、極端な予算の減額等もございませんので、平成21年度に向かって今のところ順調に進んでおられるのかなと、当時説明させてもらった6月の考え方で事業は進んでおるといふふうに考えております。

以上です。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） もう少しちょっと具体的にお答えいただきたかったんですが、今言うてはりましたように、峠部分は6メートルも下げてスノーシェルターもできて、一定峠部分はもう完了するんだという状況かどうか、その点をお聞きしたんです。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまご質問がありましたように、現時点においてはその方向で進んでおります。

以上です。

議長（糸井満雄） 森本議員。

16番（森本敏軌） そうということで、今後も順調に計画どおり、ひとつよろしく願いが申し上げたいというふうに思います。

ここで企画財政課長にお尋ねをするんですが、この事業は辺地事業ということで、辺地債が充当されると、そういった中で、国の補助事業としてもですね、55%あたってくるということで、非常に有利な事業展開ができるんだなというふうに思うんですが、今峠部分を鋭意進めていただいておりますが、計画としましては、バイパスまでつなげるというのがこの計画であろうというふうに認識しておるんですが、その場合ですね、まだまだこれから先、第1期が21年ということでもありますし、全線もし仮に進むとしたら、相当なスパンになるというふうに思うんですが、そういった場合、それから辺地を外れてくるわけですけども、こういった場合、辺地債が充当ずっとされてくるのかどうかという点と、国庫補助55%ということがあるんですが、大変な国の財政も厳しいという状況の中で、それがずっと見込まれることができるのかどうか、そういった点、課長にお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。2期工事はバイパスまでつなげていくのが目標だというお話のようでございます。

現在、香河地域は辺地でございますので、いわゆるバイパスから辺地地域に通ずる道路という位置づけをするならば、辺地債の充当は可能ではないかというふうに考えております。

それから、今後の国の財政状況によって辺地債だとかそういったものがどうなるのかということでございますけれども、それについては、まだ辺地をなくするだとかいったようなことは聞か

せていただいております。

それから、ちょっと私今資料を持ってこなかったんでございますけれども、香河辺地がですね、半島振興法の施行によってなっている地域なのか、あるいはそれがなかったも該当している地域なのか、ちょっと今頭はないんですけれども、半島振興法が今10年間の時限立法で続いております。その中で、辺地の点数が30点いただけるということでございます。ちょっとそれが、今香河がどちらなのか、今ちょっと確認できるんですけれども、仮にそうであるならば、半島振興法が切れれば辺地でなくなるという可能性はあるということでございます。

ただ、ずっと今までの経験からいきますと、辺地でなくなりましても、辺地のうちに計画を立てておいた事業であれば、辺地債の充当は可能だというふうにも聞かせていただいておりますので、今後とも研究はさせていただきたいというふうに思います。

国庫補助の関係につきましても、今のところそれを減少させるだとか、そういった話は聞いておりません。ただ、よく変わりますので、大丈夫だというふうに言い切るわけにはいかんと思えますけれども、そういう状況でございます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

- 16番（森本敏軌） それでは最後に町長にお尋ねいたしたいと思うんですが、この道路は旧加悦町の合併当時の懸案の事項ということで、香河の方の強い要望もあって、ようやく半世紀にして与謝野町の合併とあわせましてですね、実現になったというふうな状況があるんですが、明石と香河との温度差が、この前も申し上げたと思うんですが、少しありまして、香河の皆さんはやっぱりこれはやっぱり願望だというふうに思うんですが、明石の方につきましては、ちょっと若干ニュアンスが違っていると、温度差があるというふうな状況で、今企画財政課長のおっしゃったように、有利な辺地債でありますとか、国庫補助のつく事業でありますので、それがずっとつくというふうな状況であれば、これはやっぱり強い思いで完成させていただきたいというのが思いでありまして、こういったあたりをですね、旧町からどういったことで引き継がれておるのかということと、それからもう1点、明石の方の温度差があるということも含めまして、香河の皆さんもですね、与謝野町と合併をして、これはやっぱりもう旧加悦、野田川、岩滝と3町一緒になりましたので、やっぱり今宮津野田川の線も期成同盟会がありまして、これもまた府の方へ要望もされているわけですが、やっぱり香河の日晩寺の皆さんは、石川へ出る道も、これもまた有効な重要な道ではないかなというふうに思うんですが、そういったあたりの整合性も含めてですね、町長として今後この明石香河線含めて、大宮の石川へ出る道路も含めて、どういった考えでおられるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 先だっても有吉議員さんですか、岩屋川線の件もございました。有利な辺地債を使ってできる、そうした計画については、やはり周辺部がさびれないような、そういう意味でもできるだけそうした計画を盛り込んだものを府にも要望しているわけでございます。

宮津野田川のあの線につきましても、町からはほかの路線と同じように要望をいたしております。それについては、町としては今のところ優先順位をつけるとか、そういうことはしてございませんけれども、できるだけ要望の中にそれらの道も盛り込んでやっております。

しかし今、ちょうど京都縦貫道の先線の問題もございます。府としては、やはり骨格道路をで

きるだけ先へ進めたいという思いがございますので、それにつながるアクセス、あるいはそれにかわる道路としての幹線道路については、若干休止状態、すべてが休止状態になっているところが現実でございまして、府の方にもそうしたことも引き続き地元的生活道路でありますそうした道路についても、お願いをしているところでございます。

それについて、今じゃあいつからやるとか、どうするとかいう、計画はもうずっと昔から、それぞれの路線については計画は上がっているんですけども、そうした状況であるということで、幸いなことに辺地債を使ってやれるこの香河、あるいは岩屋峠の分については、何とか進めてまいりたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏軌） 町長、有利な辺地債とか国庫補助のある有利な事業ですので進めていきたいという、今ご答弁をいただいたんですが、そうすると建設課長にお尋ねするんですが、やっぱり用地買収もですね、やっぱり進めていって、そうなるといかなければならないのではないかなというふうに思うんですが、やっぱり今の描かれておられる路線については、物件移転とかそういったこともないような状況でありますので、これが家が建ったりするような状況にもまた考えられますので、そういった面も、もしそういった事業をずっと遂行するのであれば、やっぱり早期に買収もかかっていたいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） とりあえず、平成16年から21年度に向けて、現在の計画の路線を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、それ以上、先のことにつきましては、理事者と十分協議させていただいて、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏軌） それでは最後にしますが、今鋭意工事を進めていただいております、通行どめの件についても、今ちょっと初めに触れていただいたんですが、この辺のことについて、地域住民また香河の皆さん、通学等々のこともあるんですが、その体制について、最後またお尋ねがしておきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 現在の通行どめにつきましては、一応歩道は形は通れると、車道は通行どめと。来年度以降という部分が一つの大きな問題になってきます。先ほど言われましたように、6メートルの切り下げということになってきますと、歩道の確保もできません。現時点では、今後19年度予算の中で検討協議ということではありますが、町長等と協議する中で、まだ予算も通っておりませんし、検討しなければならない部分がありますが、代替足というんですか、そういった部分を考えた方向で現在考えさせていただきます。

例えば、マイクロバスとかそういう部分も含めまして、現時点ではその程度しか確約という形はちょっと申し上げられませんので、ご了承が願いたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏軌） 香河の人も大変どこに出るにしても、石川の方に出るについては道があるんでいいんですが、できるだけ子どもたちの通学等についても支障のないように取り組みがお願いした

いと思います。終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

7 番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 若干重複もあるかと思いますが、手短に質問をしたいと思います。

この件については、先ほど森本議員からも指摘があったように、当初20億円規模のトンネルでやるという話もあって、当初はですよ、議会で付帯決議も合意になって、半額の10億円になったという、10億円規模でやる。今の工法ですね、いうふうになりました。

今いろいろとずっと話してますと、全体としては計画どおり、10億円の計画どおりいっておるようですが、総額としてはもっとふえるとか、もっと減るとか、そういうあたりの見通しについてですね、まず第1点目をお伺いしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 先ほど森本議員さんのご質問等もございましたが、一応事業期間につきましては16年度から平成21年度まで。事業費につきましては、8億円という格好で峠部分含めて計画をさせていただいております。

それから先については、先ほど申しあげましたように、今後理事者等と含めて協議をさせていただきたいというふうな状況でございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。

次にもう1点はですね、先ほども質問の中で出ておりました財源の問題ですが、私は請負案件とか、この議案については、財源内訳の説明がずっとないんですね。ずっとというのは新町になってからなので、ここはどうしても財源内訳をですね、起債とかそれから起債対応の種類だとか、一般財源の持ち出しとかいう一覧表は、旧加悦町議会の場合はずっと出てまして、こうすると非常に事業内容や負担割合が全部わかるので、ぜひこれは続けていただきたいなと思っております。大きな労力が要るわけじゃないので、ぜひその点は旧町の資料も参考にさせていただいて、お世話になれたらなと思っております。

そのことともう一つは、現時点の財源としては、この今聞いていたようなフレームでいいのか悪いかだけ、そのまま進んでいるんだったらそれでいいですが、概要を教えていただけたらというふうに思っています。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 財源内訳でございますが、先ほど吉田課長の中でも一部触れられておったところがありますが、国庫補助が55%、それから本年度の6月ごろに起債の一覧表という部分は議員の皆様方配付されておると思うんですが、その中で明石香河線は起債充当率が100%、交付税算入率が80%という状況でございます。これにつきましては、先ほど吉田課長が申し上げておりましたが、辺地債ということになっております。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第174号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第174号 町道明石香河線改良(その2)工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第5 議案第175号 滝水源浄水設備新設工事請負契約の変更についてを議題とします。
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第175号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第175号 滝水源浄水設備新設工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。
次に、日程第6 議案第176号 阿蘇シーサイドパーク施設整備工事請負契約の変更についてを議題とします。
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。
谷口議員。

15番(谷口忠弘) それでは議案第175号の阿蘇シーサイドパーク施設整備の工事請負契約の変更について、何点が質問させていただきます。

これにつきましては、主に三つの新設のですね、工事内容の変更であります。水飲み場の併設やら、照明灯でありますとか、仮設水路の併設であります。

私は以前、9月議会のときにですね、一般質問の中で事業評価システムの導入の中にですね、この阿蘇シーサイドパークのことにちょっと触れさせていただきました。この事業をですね、着手は昭和63年とお聞きしております、完成年度は平成24年ということであります。

まず最初にですね、この阿蘇シーサイドパークの概要についてですね、もう一度ちょっと詳しくお尋ねをしたいなというように思っております。

総事業費が31億3,100万円ということをお聞きしておりますけれども、昭和63年から平成17年度までの事業費がですね、24億4,000万円ということで、国庫補助金やら起債やら一般財源やらの持ち出しがあるようでございます。18年度から、約毎年1億円かけてですね、31億円で、総事業費で整備をすると、こういう事業であるというふうに聞いております。

詳しくですね、もう一度お聞きしたいのはですね、この31億3,100万円に対しまして、一体総額ですね、国・府の補助金が幾らで、また起債は全体で幾らするのか、また一般財源がどれほど持ち出しになるのか、また起債の中にもですね、交付税算入があると思うんですけども、その比率についてもお聞かせいただきたいというように思っております。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 事業費、それから補助金等の関係でございますが、ことし6月29日の日に、議会の方に参考資料として配付させていただいておる資料がございますが、その中で、昭和63年度から事業を始めておりますので、昭和63年から平成17年度までの事業費が24億4,000万円。

（「総事業費に対してどうだということですか」の声あり）

31億円の関係につきましては、まず昭和63年からスタートしておりますので、平成11年まで、これが埋立にかかる部分でございます。阿蘇シーサイド、公園ではございますけれども。

（「31億円の財源の内訳」の声あり）

財源の内訳は、基本的には2分の1が国庫補助、それから残りの90%が一般公共事業債というような格好に使っております。それから平成18年度からは、合併特例債で95%、それから交付税算入率が70%と。

金額につきましては、先ほど言いました63年から17年度分になります。国庫補助金が・・

議長（糸井満雄） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後1時30分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、白杉教育委員長が午後は欠席のため、かわりに杉本委員さんに出席を願っておりますことを申し上げておきたいと思っております。

それでは、引き続きましてこのシーサイドパーク整備工事の請負契約についての質疑を再開いたします。

答弁を求めます。

坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 午前中の質問の総事業費31億3,100万円についての財源内訳ということでございますが、18年度以降、合併特例債の95%適用ということで計算させていただきますと、国庫補助金11億2,338万8,000円、それから府補助金105万円、起債15億7,700万円、一般財源4億2,956万2,000円でございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 15番（谷口忠弘） 先ほどの質問の中でですね、一つちょっと答弁漏れしていると思うんですけども、起債の中でですね、15億円と今お聞かせいただきましたけれども、交付税算入がですね、このうち何%くらい見込めるのか、その点についてちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。最終的な地方債の発行見込額が15億7,700万円でございます。そのうちに、NTT債というものが1億5,500万円含まれております。NTT債といいますのは、国庫補助金にかわりまして、いわゆるお借りはするんですけども、補助金と同じでございますので、返す必要はないということでございます。それは引いた数字で計算をさせていただきますと、17年度末までの交付税の算入額が、3億483万5,000円となります。したがって、17年度末までにお借りしました起債の残額12億5,180万円からNTT債1億5,500万円引きますと、10億9,680万円ということになるわけですが、交付税算入額が先ほど申し上げました3億400万円余りございますので、それを引きますと、7億9,196万5,000円を一般財源で償還していくと、こういうこととなります。

それから、18年度からは合併特例債をお借りする予定でございます。これが今後24年度まで1億円ずつというふうに想定をいたしますと、3億3,250万円の借入れを行うと。そのうちの30%を、70%が交付税算入でございますので、30%相当額は9,975万円となります。したがって、先ほどの数字と足しますと、8億9,171万5,000円を一般財源で償還をしてくと、こういう計算になるかというふうに思います。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 15番（谷口忠弘） 今詳しい数字を聞かせていただきましたけれども、ざっと今私が解釈した中ではですね、31億円の相当・・にかかわる一般財源の持ち出しが4億2,000万円ほどと、起債がですね、約9億円ほどになるだろうと、こういうようなことだろうと思います。

今改めてお聞かせいただきましてですね、本当に事ほどさように、この事業に多額の事業費が投入されるということでございます。

もう少しですね、この阿蘇シーについてお伺いをしたいと思いますけれども、この事業はですね、昭和63年と申しますから、もうかれこれ20年ほど前になると思うんですけども、平成24年に工事を完了すると。非常に長期にわたっての計画でございます。

時間的な経過を申しますと、もう3分の2以上は済んでいるわけですけども、今までの工事の進捗状況ですね、それともう一つはですね、あとどのような付帯工事が残っておるのか、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 進捗状況でございますが、議案書の資料の74ページをごらんください。この図面はカラー刷りになっておらないので、ちょっと見にくいかと思います。図面の左側、芝生広場これについては便所並びにあずまや等含めまして完成をいたしております。

それから中央で、皆さんのお手元には紫色ですか、水色ですか、塗った図面を配付いたしてお

ります。現在ここにつきまして、徒渉池といいまして子どもが水の中に入って遊べる池、それから滝等、現在工事中でございます。ほぼこれが完成に近づいておるといような状況です。

図面の左側でございます。同じく色を塗っておるところでございます。駐車場でございます。これが本年度工事です。

単純なところでいきますと、31億円のうち、本年度分あわせまして25億円ほど、約80%ぐらいになれへんかなというふうに思っております。

あと概要でございますが、大きな残っておるものにつきましては、図面でいきますと図面の右側になりますが、イベント広場それから管理棟、特に大きなものはそれから植栽等が大きなものになってこないかなというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） 今お聞きしましたら、大きなあと工事の残りというのは、植栽であるとかイベント広場でありますとか、管理棟ということでございます。おおむねこれにですね、あと平成24年までですから、5、6年かけて毎年1億円ずつですね、一般財源というか、起債も含めてですね、資金を投入していくと、こういうことだろうというふうに思います。

それはまたあとで触れますけれども、それとですね、私は9月の議会の中で、この施設の維持管理費をお尋ねしました。最初に町長のご答弁ではですね、維持管理費はわからないと、こういうことご答弁でございましたけれども、あと訂正をされまして、維持管理費は毎年316万円かかると、こういうご答弁をいただきました。

私は月額ではないかなと思いましたが、年316万円というお答えでございました。316万円につきましてはですね、旧岩滝町のときに試算をされたんだろうというふうに思いますけれども、建設課長にお伺いするのは、316万円の内訳をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 316万円の内訳ということですが、電気料金が119万7,000円、それから水道料金が65万8,000円、清掃費の合計が66万円、それから点検費用が32万円、それからろ過剤等の交換で32万5,000円、トータル、ちょっと端数が切った分がありますのであわないかもしれませんが、316万円に積み上げてもらったらなるかと思えます。

プラス、今後草刈り等、そういった部分が出てこようかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

15番（谷口忠弘） 私はですね、維持管理費につきましてもですね、ちょっとある人から聞きましたらですね、これぐらいの広さでですね、これぐらいの設備を抱えておたらですね、当然二、三千万円は年額要るんじゃないかなというようにことをちょっとお聞かせいただいたことがあります。これは詳しく見ていただいたわけでもないですし、本当のプロが見ていただいたわけでもないんで、あやふやなことは確かにあると思うんですけど、その方と今言った316万円とはですね、本当に非常な差があります。

それと、先ほどお聞かせいただいた管理費の中でですね、私は大きな欠落があるのではないかなと思っておるのはですね、この公園はですね、海岸道路が併設されるということございませ

て、それは都市部がですね、夏場に観光シーズンに非常に混雑すると、そういうことでこの海岸線に道をつけるということでございます。

当然そこにはですね、天橋立やらですね、伊根方面にこられる観光を目的に来られるお客様がですね、たくさん立ち寄るのではないかなという具合には思ったりもしております。観光客の休憩所としてはですね、非常にごみの処理の問題でありますとか、あとはトイレの使用ですね、この辺が非常に頻繁に使われるのではないかなという具合に思っております、しかしながらですね、観光客はここでお金を落とすことはありませんので、非常にその辺もですね、コストがかかるのではないかなという具合に思っております。

町にとってはですね、ひとつもいいことはないんで、ごみがやたらにふえるし、トイレも頻繁に使用される。こういうことが出てくると思いますし、また冬場になればですね、当然この施設はある面ではクローズになるところが多いのではないかないうふうに思っております、除雪の問題やらも出てきますし、そういうことでですね、非常に僕はこのランニングコストはですね、維持管理費の精査が非常に甘いと、こういう具合に思っております、もう少しですね、いろんなことを考えて、これを維持していくには、年間どれぐらいの費用がかかるかというのはですね、もう一度精査をしていただきたい、このように思っております。

それと次はですね、この施設につきましてはですね、当初岩滝町民の皆さん方にですね、アンケートをとられてこの施設ができあがったと、こういうようなお話を聞いておりましたんですけども、ちょっとアンケート調査をですね、私見させていただきました。このアンケートはですね、公園をつくるという前提で、どんな公園がよろしいですかと、こういうアンケートなんですね。公園が是か非かというようなアンケートではありませんし、それは当然私もですね、公園をつくることについては別に反対でも何でもないんですけども、このアンケートはどちらかという、そういう形のアンケートではなかったかなという具合に思っております。

それと、今回の補正の計上でありますけれども、総じてですね、私は何回も言うようにですね、この事業は相当・・額が非常に大きいと、それで今年度からまだあと6年もかけて6億円もお金を使うと、こういうことでございますので、当然ですね、事業の見直し等々ですね、考えるべきではないかなと、こういう具合に私は言いたいわけございまして、見ていただいたらわかりますようにですね、この事業は昭和63年に事業の立ち上げが行われております。昭和63と申しますと、ちょうどバブルの絶頂期であります。私の記憶が間違っておればあれですけども、昭和63年の12月末で日経の株価平均がですね、3万7,000円という最高値がついたのではないかなと。非常にバブルの絶頂期でございまして、この計画はそういうときになされているということも指摘をしておきたいと、このように思っております。

町長はですね、よく身の丈にあった行政とかですね、最小の投資で最大の効果を上げなければならないと、こういう具合によくおっしゃっていただいております。総事業費31億円というこの事業がですね、この与謝野町の身の丈にあったものなのかどうなのか、その点についてはですね、町長は旧岩滝町から引き継いだ事業でございますので、なかなか難しい側面があるだろうと、こういう具合に思いますけれども、率直なご意見をお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） それぞれの町の事情によって、それぞれの考え方でまちづくりを進めてきた、それが一緒になったわけですから、当然いろいろな町民の方の思いやら、またその時代背景によっていろいろと取り組み方も違って来るかというふうに思います。

そういう流れの中では、確かに前町から引き継いだ内容ですけれども、いろいろあらゆるところの見直しをかけていかなければならない状況の中でございますので、これを中止するとか、そういうことはないにしても、中身のやはり見直しも少し今ある、持っている規模をと云いますが、中身を精査するというのも、これは一つの作業としても大事なことはないかというふうに思います。

ただ、これをつくられたときの思いというのも、やはり大事にしなければならないだろうというふうに思いますし、それらも含めた中で、今後皆さんの意見を聞きながら、一つの方向性を出していきたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 私はですね、先ほども申しましたようにですね、公園をつくったらいけないと、こういうことを言っているわけでも何でもないので、昭和63年からずっとここまでやってこられておるんで、当然ですね、工事が進んでおりますし、今の整備をですね、当然途中でやめるわけにはいきませんし、ある程度進めていかないかんという具合には思っております。

その中でですね、先ほど言いましたように、まだ施設整備がですね、管理棟でありますとか、イベント広場とかですね、いろんなものが残っております。資金もあと6億円ですか、投入しようとしているので、この辺はですね、やっぱりもう少し精査していただいて、事業全体をですね、もうあと終わりの期間ですけれども、再度見直していただくということは必要ではないかなということ再度お願いしまして、私の質問を終わりたいという具合に思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） まず最初に、今谷口議員が質問をされて、いわゆる財政計画ですけれども、その中で私もNTT債というのは初めて聞いたような気がしております。

先ほど数字をざっと建設課長と企画財政課長が言っていましたけれども、私も一応メモったつもりなんですけれども、何かメモリにくかったということでもありますので、できれば、先ほど言われた数字を、今年度以降については不確定の部分もあると思うんで、というのは、いわゆる合併特例債の中というのか、余分にまた今後もNTT債というのが入るのかどうかというあたりもありますので、ちょっとその辺を含めて、一定の財政的な整理がしていただけたらありがたいなと、こういうふうに思うわけですが、何とかありませんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 資料につきましては、以前配付させていただいた部分に付け足したという、表現は悪いんですけれども、そういった格好の部分で準備はさせていただきます。

それから、NTT債については、もうないというふうに私は思っておりますが、今度配付させてもらう中に、ちょっとNTT債、そういった部分も含めて書かせていただいて、わかるよう

な部分で、以前配付させてもらった部分に含めて配付させていただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

- 9 番（井田義之） それから、先ほど谷口議員、最終的には見直しの必要がないかということをおっしゃいました。このことは、前にずっといろんな議員から出ておられると思うんです。それで、その見直しについて、検討されておるかどうかということとあわせて、きょう例規集を配っていただきました。その中に、阿蘇シーサイドパーク整備計画審査委員会規定というのがあるんですね。それで、これは新しく与謝野町になって、3月1日から新しく委員がつくられてするんだと思うんですけれども、この見直しを含めた、いわゆる整備計画設計審査委員会、これには委員はどういう方が委員会に入るとかというようなことも、あらまかは載っておるんですけれども、この委員会は立ち上げておられるのかどうか、この点についてお伺いします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 審査委員会については、旧岩滝町では地域の全区長さん、議会の方、それから関係各団体含めまして、運営をいたしておりましたが、新町になりましてからは、ストップをしております。

というのが、各委員会の方につきまして、新町ではちょっと議員さんに入っていくことについては、いろんな委員会についてどうかなというご意見等ありますし、今度は与謝野町全体で阿蘇シーをどう考えるかという部分もございまして、そういった部分も含めて、今後その委員会のメンバーについて、検討させていただかんのかなという部分がございます。よって、まだ新しい委員会は立ち上げておりません。

議長（糸井満雄） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 18年度については、いわゆる過去の流れを引っ張った中に出てくると。ところが、19年度の予算については、やはり新しく与謝野町らしく予算が組まれるのかなということがあるわけですね。

そういう中で、今のこの補正予算、工計の変更については、19年度分に食い込んでいく部分があるわけですね。19年度分の工事を前倒しするというのが、入札減によってそれをこう使う。ということは、19年度に予定しておった分に既に入っていくわけですね。だから私はやはり、19年度にはこれまでから議会の中で出ておる、見直しがちょっとぐらいできるのかなと。そのためには、従来の岩滝町で進められたいわゆる整備計画の審査委員さん、この方々が進めてこられた。やはり、その方々との調整をしながらやらなければならないかなと。当然岩滝町に進んでこられた事業ですから。

ただ、新しく与謝野町になってこういう委員会が規定の中で、条例の中に決まっておるわけですね。早く立ち上げていただいて、その方々と相談をしながら、見直しについて、どこまで見直すのか、見直しはしないのか、やっぱり財政計画も含めて、しっかりとやった中で、19年度の工事がしてほしかったというのが私の思いです。

やはり、この委員会を早く立ち上げていただいて、ちゃんとはっきりと委員会の委員は20人以上とし、次に挙げるものの中から町長が委嘱すると。区長、各種団体長、その他町長が必要と認める者というようにしっかりと書いてあります。これはもう3月1日から施行されておるわけです。もう3月からずっと9ヵ月、10ヵ月ぐらいたってくるわけですね。

これだけ大きな、いわゆる今後、きのうもこの事務所で話ししておるときに、ほかの議員さんからほかの町民の方というか、いろんな役職についておられる方ですけれども、あと何ぼかあるんだと。一応私が聞いておるのは5億円ですと申しておりましたら、いやあれはもう10億円がかれへんかというわさがいっぱい出ておると。このあと。あれはあのまま続けるんかいと、続けられるんですかというような質問を受けました。

いや私は続けられるかどうかわかりませんが、見直しをしていただくように議会の中では申しておりますということを行いましたけれども、見直しについては、先ほど言いましたように、やはり委員会を設けていただいて、その中でやっていかなければならないというふうに思うわけですけれども、これの、今課長が言われたもうちょっと、もうちょっとでいくんですけれども、いつごろに立ち上げる予定を課長としてはされておるのか、お尋ねをいたします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 先ほどご質問がありましたが、19年度以降と見直しの関係含めて、委員会との関係、今年度内には整理がしたいというふうに思っております。

それから、まず最終的な予算通ったという云々でもないし、部分でございますが、今の19年度の今後今考えられる部分、財政当局との話もありますし、どうなるかはわかりませんが、現在進めてきております徒渉池、そういった関連部分の事業を検討というか、予算化はなつてこようかなというふうに思っています。大きく見直しができるのは、20年度以降の事業になるのかなというふうには、個人的にはちょっと思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） それぞれいろいろな事情があるでしょうけれども、今年度中ということ、来年の3月までに立ち上げて、20年度の工事からその見直しが入ることではなしに、やはり19年度の発注までぐらいには、やっぱり一定の精査をしていただいて、その中で新しく、というのは先ほど谷口議員も何回も言われましたけれども、63年から20年たっているわけですね。20年たったものをそのまま継続してるなんていうことは、普通には考えられないわけですね。

やはりこの際、一応見直しをしていただいて、これは必要だからという格好でいっていただかないと、何ぼ合併特例債が余る、たまるほどあると言われましても、どんどん、どんどんと合併特例債をそこへつぎ込んでいくことに対しては、やはりいろんな疑問を感じておられる方があるということですので、その点はもう平行線になろうと思えますし、置いておきます。

ただ、そういう中で、私は一般質問の中で、芝のできておる部分をグランドゴルフ場に使いえないかというようなことを質問した経過があります。そのときに答弁いただいたのは、クアハウスなりそれから一字観やらを合体をしながら、観光施設として使えればというような答弁もありました。やっぱりそういうふうなことを全体のクアハウスのことも問題だろうと思えますので、そういう一体感を持てるような整備計画をしていただいて、余分なものをするのではなしに、やっぱり有効に使える、そういう方向に持って行っていただけたらありがたいなということをお願いをしておきます。

次に、本題に入ります。今度の工事の変更契約ですけれども、照明やとか水飲み場というのは、これはもう必要だろうというふうに思います、やっていただいたらいいと思うんですが、仮設水

路の計画が入っております。立派な仮設水路ができるんですね。この仮設水路をですね、仮設ではなしに本水路とする計画はあるのかなのか、お尋ねをいたします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 資料の75ページの図面の左側に丸い部分、これが池の部分になります。それから、図面の中央の黄色の部分、線が引いてあるような感じになっております部分におきまして、護岸工事をするにあたりまして、一応それが護岸ですから、現在ちょっと見にくい図面ですが、天神山川が山から流れてきておりまして、現在の水路、ちょうど真ん中あたりになります。ここに流れておるとい部分において、当初閉め切って全部工事をやる予定にしておったんですが、台風シーズン等関係がございまして、図面の右側の黄色の部分、ここに仮設水路をふって工事をしたという部分でございます。これが岩滝町の部分は潮位がありますので、水替えとかいろんな部分が出てきますので、そういった格好での仮設水路という格好で、護岸工事をするための仮設水路でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） どこに私の図面がいったのか、ちょっとわからんようになったんですけども、これ結構な、上が5メートル下が3メートルぐらいの水路じゃなかったんですか。

これいずれにいたしましても、役場側の方が水がかなり汚れてくるということで、私は当然これだけ広いものであれば、途中海とつながる部分の水路があってもいいんじゃないかなと。それで、この仮設水路を仮設のまま置かれるのか、将来的には本水路にされるのかというあたりが、この護岸1というのがどういう意味なのか、ちょっとわかりにくいんですけども、それがちょっと理解できてないもので、そういう質問をさせていただいたんですが、質問をちょっと変えるとして、そしたらこの広い中で、今のこの仮設水路的な、いわゆる海の方に抜ける水路というのは、最終的にはあるんですか、ないんですか。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） この水路につきましては、海の方へ抜ける水路がこの水路を含めまして、ちょうど図面でいきますと右側の部分に1本、ちょうど道格好になっておりますが、これが1本。それから、図面には入っておりませんが、74ページをごらんください。74ページで、左側の部分、つまり現在の今工事をやっております両サイドに水路が抜けれるようになっております。

当初、旧岩滝町では両サイドの2本だけというような格好で埋め立てにあたりまして事業を進めておったんですが、やはり地元地域の方々と話し合う中で、どんな台風のときもあるし、真ん中も抜いてほしいというような形での水路でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） ということは、今の仮設はしほり水路のような格好になるけれども、将来的には77ページにあります、いわゆる護岸の方を積んで、最終的には水路になるということですか。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） 先ほどご質問がありましたように、ページ77の護岸、現在高速道路のトンネル工事によって出ました石を無償でもらっておりますので、この石を積むというような格好で進めております。

仮設水路については、工事が終わった段階で埋め戻すという、本来の河川のところが完了すれ

ば、この仮設水路は埋めます。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） わかりました、大体。上にも下にも、この図面でいうと上からも下にも、結局排水のパイプがありますので、当然この分を水路として使われるのかなと思ったんですが、もっと狭くするということですね。

この3メートルの5メートルという水路は、その3メートル、5メートルはそのまま生かされずに、全部埋めてしまうんですか、これ。

わかりました。なんかもったいないような気がしますけれども、ちょっと現地をしっかりと見てみないともうあとはちょっと言えません。

次に、同じく工事変更の中で、給水管ですね、40ミリというこの変な管を使われるわけですが、これは何でこれが40ミリなのか、お尋ねいたします。74ページに変更後の中で、ゼロになるわけ。

議 長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） なぜ40ミリかというようなお話がありますが、一般家庭の小さいところでは13ミリ、それから25ミリですかね、いう部分がございますが、滝等の配置いたしておりますので、そういった部分の水量を確保しようと思うと、やはり13ミリ、一番小さいような部分では困難かなということで、40ミリのパイプを引っ張ってきております。

それから徒渉池という部分を含めまして。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 細かいことも聞かせていただきましたけれども、とりあえず、審査委員会を早く立ち上げていただきたいということを最後にまたお願いをしまして、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第176号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 賛成多数でございます。

よって、議案第176号 阿蘇シーサイドパーク施設整備工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第177号 山手線法面整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第177号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第177号 山手線法面整備工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第178号 平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) それでは一般会計3号補正について、若干質問をさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、予算の点で、今議会いろいろと注文と申しますが、予算書ですね、形についてですが、ちょっと要請と申しますが、議長も含めてお願いをしておきたいと思ひています。

それは、実は地方債の発行のですね、に対する調書と申しますが、地方債の調書です。正確に言いますと、地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、これが加悦町では起債があった補正では必ず最後につけてました。当初予算の場合は全部ついてるんですが、これをぜひつけていただくようお願いをしたいというふうに思ひています。これを見ると、非常に状況もよくわかりますので、いちいち質問したりする必要はありませんが、そんなに手間のかかることではございませんので、ぜひ議長の方でも協議を願って、担当課ももちろんあれです。

そこで、この点についてですね、企画財政になるのかな、考え方、見解をお聞かせ願えたらと思ひますが。

議 長(糸井満雄) 企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) お答えをいたしたいと思ひます。

補正予算に対して、その資料が必ずつけなければならないものなのかどうかということにつきましては、必ずつけなくてもいいんじゃないかという見解でございます。

当初予算の場合には、この説明の様式の中で、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、これは必須ということで、添付しなければならないと。

補正予算の項を見ておったわけでございますけれども、それが必須の議案としてするというこ

とについては、必要ないんじゃないかというふうに、見解はそうでございます。

しかし、そういうふうにお望みでございますので、議案というわけではないんですが、その都度参考資料としてお出しするということにつきましては、特に差し支えはないというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、いわゆる行政の見解としてのあれは聞いたんですが、これほど財政、財政という地方財政の問題も非常に関心も高まっていますし、そのこと抜きに事業なんかの展開、いろんな主張も要望もできないということもありますので、ぜひ今の財政状況の流れをですね、よくつかむ意味でも、ぜひ掲載していただくようお願いをしておきたいと思っております。

もう一つ、冒頭の地方債の発行についてであります。これも以前の私、加悦の議会でも何度か申し上げたんですが、地方債発行については冒頭に地方債の補正ということで、補正をあげているわけですが、この中身ですね、掲載の方法について非常にちょっと、別に担当部局が手を抜いているわけではないんでしょうが、利率の問題で、年5%以内とこういうふうになっているわけですね。

もちろん、ただし書きもあります。5%は実情にあわないというふうに思うんですね、現実問題で言えば、もっとリアルに接近をすべきだと。最近はわかりませんが、2%から3%以内、その枠ぐらいで実勢は、安いのはそれ以下もあるようですが、されているようですので、ぜひその辺はリアルな数値に接近をさせていただきたいというふうに思っています。そのことは可能なんではないかな。

議長（糸井満雄） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） ただいまのご質問を受けまして、なつかしく議論を思い出しております。野田川町の議会のころに、井田議員さんから全く同じ質問を受けまして議論をした覚えがございます。

リアルに、年5.0%以内と、確かにもっともっと低く感じられるわけでございます。そのように書くということも可能でございますけれども、一応私どもといたしましては、安全を見越しまして年5.0%以内という書き方をさせていただいております。しかし、この数字が5.0%以内だからということで、高く借りようという・・しないわけございまして、ぎりぎりまで金融機関とも折衝いたしまして、低い率で借りる努力はさせていただいております。ご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） こだわるつもりはありませんが、しかしそういう努力をしておるといって、別にと謝野町の担当者を疑っているわけではないんですよ。よその町ではいい加減なことも起きていたという事例もありますので、そういうことは答弁と実勢が違うということはありますから、疑ってませんが、それは事実の具体的な表明で接近させるべきだと、これは努力だと思います。

次にですね、順番が飛び飛びになるかと思いますが、26ページの行革推進委員の委員さんへのあれが出てますので、それに関して要約して質問します。

私、感想なんですが、先々月に行革の推進委員会の会合に傍聴させていただきました。私、結論から言うと、人数が非常に少ないんじゃないかというふうに思っているのが一つ、これはいい

論議ができてすればいいわけで、特に新町になったということがありますし、各町から出てくる、もちろん配分をされているようですが、その点で十分な論議がどうなんかなという点が気になります。この十分な論議の点でもう一つ、私の意見と言いますか、お伺いしたい点があります。それは、行革委員というのは町の大きな方向づけにかかわる委員ですから、私は審議会である場合にですね、ほかの場合も同じなんですけど、やはり協議にかかわる問題は、基本的にそもそも論、本来のあるべき姿みたいな部分は、基本的なレクチャーがいると思うんですね。そのことを抜きに、皆さん寄ってもらって知恵を出してというのでは、ひどい言い方をすると愚の骨頂になるといふふうに思いますので、その点では、されているのではないかと思うんですが、ここはどういう状況になっているかをお尋ねしたいと思っています。

言うならば、町長がよくおっしゃる住民の声を聞くと、この立場ですね、これから考えてもね、住民の声を何でも聞けば事は済むんでなくて、中身がある、会議に参加したときに、こういうことをきちっと事前にわかった上で発言するのと、そうでなくて、何となく行って審議会で発言するのでは、大きな違いがあるわけで、そういう点をお願いをしたいと思っていますが、課長、どうでしょう。

議長（糸井満雄） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 行政改革推進委員会でございますけれども、もう現在のところ4回程度開催をさせていただきまして、活発な議論をいただいております。

行政改革委員会の委員の定数は、条例では10名以内としております。その中で、現在では各旧町から3名ずつ出ていただきまして、9名で議論をさせていただいているということでございます。1名は欠員になっておるわけでございますけれども、この1名の欠員と申しますのは、専門家をお願いしてこんなような場合が出てくる可能性もございます。例えば、大学の教授だとか、そういうときのために一つあけてあるということでございまして、旧町から3名ずつ9名で議論をしていただいております。

これが多いか少ないかということは議論はあるかと思っておりますけれども、旧野田川のときに5名でした。その倍の10名ということでございますので、余り多くなりますと、これもなかなか集中した議論ができないということで、10名以内とさせていただいたということでございます。

それから、事前のレクチャーということでございますけれども、過去2回の行政改革推進委員会では、過去2回といいますと1回目と2回目でございますけれども、町が立たされておるいわゆる財政状況、そういったものを十分説明させていただいたというふうに思っております。また、例えば収入の改善だとか、歳出の削減だとか、そういった議論をしていただく前には、必ず事前に置かれている現状、こういった問題点があるといったことにつきましては、十分ご説明をしたのちに自由闊達な議論をさせていただきまして、行政改革大綱が作りあげていきたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 従来からこういう審議会とか、そういうところを選ばれる場合にですね、案外ね、いろんな役のあて職みたいな形で選ばれていたというのは、旧町の慣習としてあるわけですが、やはりその審議会がそれを審議するにふさわしい、さっき言いましたように本来あるべき姿がどういうことかという角度で挑むかということね、非常に大事なことなので、そこは私は今後もぜひ

繰り返し原点に返って、そもそも返って論議をしてもらおうということは、きちっと買っていたきたいというふうに思っています。

もう1点は、これはされていると思うんですが、例えば会合が決まった場合にですね、事前に協議すべき資料は事前配付しているということで、質のいい、濃い論議をしていただけるように、私はこれの経験からですが、ぜひそういう努力をしていただきたいというふうに思っています。

次にですね、30ページの課税徴収費一般経費の負担金が31万円ほど減額になっています。これは結局説明を聞いてますと、府の方で共同事業のシステム化していくと、事業としてシステム化していくということのようですが、現在まではどういう状況になってきたのかというのを、概要で結構ですから、ご説明願えたらと思っています。

議 長（糸井満雄） 税務課長。

税務課長（和田茂雄） 法人税のシステム導入経費につきまして、今回減額補正させていただいております。これにつきましては、年度当初につきましては法人税のシステムをシステム管理しまして、申告納税等、それから収納等やっていきたいというふうに考えておりましたけれども、京都府と市町村との共同開発システムが近い将来導入されるということの状況がわかりましたので、今回は見送りまして、現在につきましては職員がパソコンで言うたら手作業で作業を進めているということでございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 簡単な答弁だったんであれですが、もう1回お伺いしますが、私の問題意識は、実はこの間、ソフトの導入をめぐるんですね、KKCだとか、TRY-Xだとか、この言うなら10年ぐらいの間でもかなりいろいろかけてきた経過がありますね。全体の言うたら情報といいますかね、データ管理も含めて、その管理のあり方についてですね、あるところではTRY-Xをまだ使っていて、KKCも全体としては使っていると。僕の印象ですよ。そういうふうになっているんですが、それとの関係で、今度の共同開発と言われている問題がどうかかわり方をするのかというあたりは、概要としてはどういう認識をしたらいいのか、そういう角度からの説明を願えたらと思うんで、別に税務課長でなくてもいいんですけども、全体のシステム管理にかかわってですから担当課でお答えねがえたらと思います。

議 長（糸井満雄） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） コンピューターの共同化ということで、府と府内の全市町村で現在協議をさせていただいております。

基幹系のシステムと、それから財務会計システム、これらをすべて同じものに整備をして、共同で使っていこうというのが、現在の協議状況でございまして、具体的には平成20年度だったと思いますが、一部それを始めていくということでございます。

したがいまして、将来的にはこの今京都府と協議いたしておりますコンピューターの統一化を図って、コスト削減を図ってシステムを統一していこうと、こういうことで今進んでおることでございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今聞いてますと、京都府がようやく乗り出したというふうに理解したらいいんですかね。それとも市町村あたりではTRY-Xでやっていたわけですね。現実問題ではこの間ま

でやってたんですね。今でももちろんやっているんでしょうけど。

本町の場合は、KKCをベースに組んだわけですね。これはどうなんでしょう、このわずか10年足らずで転々としているという感じがしない。僕はむだづかいもいれとこだと思うんだね。新町になってからこのパターンで今きているんだけどね、改めて検討ということになるんですけど、膨大な金がかかっているわね。だから、僕はね、もちろん京都府がやるんだから、こっち側もそれに従わざるを得ないという側面もありますよ、やっぱりもうちょっと戦略的な組み立て方とかね、むだのないという割にはね、京都府もどうでそういうことを市町村がやっていることを指くわえておって、最後になって出てきて、TRY-XもKKCもだめだと、共同開発しようというような話になるのか。言うのはね、私のイメージからしたら、どうもむだづかい連発しすぎじゃないかと、させすぎじゃないかという感じがするんですよ。どうなんでしょう。

議 長（糸井満雄） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 京都府の共同開発ということにつきましては、三位一体の改革がありましてから、非常に地方財政が厳しいという状況、そこに目をつけまして、特にその中で、コンピューターシステム等について非常にお金がかかっていると。そういう中で、共同開発をしてコストを削減していくと、こういうところから協議が始まったということでございます。

確かに、それまでにいろんなTRY-XですとかKKCですとか、それぞれの市町村が独自で導入をし、いろんな検討をしまいった、大変なお金を使ってきたこともございます。しかし、今後もまたいろいろ更新のときにたくさんお金が要るわけでございますけれども、それを共同化して、少しでもそのかかる費用を削減していくという趣旨で共同開発が検討されてきたということでございます。

したがって、現在当町ではKKC、それから京丹後市ではTRY-Xと、こういったシステムを使っておられるわけでございますけれども、それらがすべて乗れるシステムを開発していくということございまして、現在のシステムを参考にしながら、共同化のシステムが構築されていくと。TRY-Xからでも、KKCからでも簡単に乗れるようなシステム開発を行うということでございます。

それから、それにかかる費用でございますけれども、一応標準的にこういうふうにやっていくというシステムでございますと、市町村は負担はゼロというふう聞いております。いわゆる宝くじの配分金、助成金ですか、それらがございますので、それらを市町村の負担金にあてていくと。ただ市町村独自でこういうふう、独自に開発してほしいとか、そういうようなことが出てきますと、それは市町村の負担ということになりますけれども、現在のところ、そういうような計画で進められているということでございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今答弁されたので、概要、その経過を伺ったんですが、今回はこの補正予算でこの負担金の部分を削ってますよね。今の説明では、20年から事業を展開したいということでしょうか。いうことは、これは18年度分ですよ。僕は間違ってますかね。18年、19年はどうなるのか、この予算を落としておいていいのかという感じがするんですが、これはどう理解したらいいんですか。

議 長（糸井満雄） 和田税務課長。

税務課長（和田茂雄） 18年度当初予算に計上をお願いいたしまして作業を進めておりました。18年度末に稼働させるという予定で準備を進めておりましたけれども、その途中、京都府との共同化に伴ってこういった法人税のシステムについての、早ければ20年度とかいう話も聞きましたので、ここ一定1年ぐらいだったら手作業でやってむだな経費を投資しないようにした方がいいという町の方の判断になりまして、導入を見送りさせていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） むだなことであれば、これで・・・んであればいいんですが、ちょっとその辺がどうなんかなと思ってお尋ねしました。

次の質問、46ページの雇用促進奨励事業ということで、80万円これも減額されています。説明によりますと、国がコンサルに委託をすることで、町の義務がなくなったということなんですが、ここは具体的にですね、町の主体性というかね、町の特殊性とか、このエリアの特殊性とかいろいろあると思うんですね。そこら辺での国の方の見解というかね、出先の府がかんでくるだろうと思うんですが、この点はどういうふうにとられたらいいのか、見解をお聞かせ願いたいと思うんですが。

議長（糸井満雄） 商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。当初この計画によります予算づけを今回カットさせていただいたわけですが、内容的にはこの雇用創出推進事業を取り組みにあたりまして申請をしたわけですが、採択されるかどうか分からないという形の中で予算計上し、採択をしていただければ、何とか調査研究につきましては自己といいますか、町の池イでもって取り組みたいという考え方で予算計上したものでございます。

したがって、先ほどもご説明いただきましたとおり、本年に採択を受けまして、採択を受けたわけですが、その事業費400万円につきましては、国が直接コンサルに支払うという形のものでございまして、私どもの方の意向につきましては反映させていただけるわけですが、業者の関係や予算計上については、国の方にお任せするという形になったわけでございます。

後先になりましたけれども、この雇用創出につきましては、今後の与謝野町における中身をどのような形で雇用創出を図っていくかという部分について、調査研究をするということでございますので、現在、コンサルが町内の企業、進出企業も含めてでございますけれども、現状を把握している状況でございます。

その中には、商工会、観光協会等々の方々の方々の参画のもとで、調査研究委員会的な協議会を持っておりますので、その方々と内容を議論しながら、今後19年以降の事業、例えばこのものをさらに具現化するパッケージ事業だとかというような国の制度がたくさんありますので、そういう制度に乗っていくような形で、ステップ1というような形でこの事業を取り組むという形のものでございますので、もとに戻りますが、仮に採択がなければ、私どもで自助努力といいますか、手弁当でやっていくという考え方は持っておりました。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 町内の業者、別に僕もよく調べているわけではありませんが、私が幾つか相談を

受けている感じ、相談というほどでもないんですが、会話の中で感じるのはですね、地元業者の方々も、今織物業は特に大変なんです、違う業種の場合でも、かなりやっぱり深刻なわけですね。最近、国や府なんかは頑張る企業には応援すると、町も最近そういう話もされてますが、頑張らない企業というのは、僕は頑張らないんじゃないって頑張れないという実態もあるわけですね。その頑張れないというのは、例えば高齢の問題もありますし、それから金融機関自身が渋ってますよね。だから何かしようたってとてもできない。

こういう事業に対する、やっぱりね、きちっとリアルな掌握といいますかね、行政側としてもよくつかんで、それへの接近みたいなものが私は正直言って要るんじゃないかというように思うんですよね。なかなかね、聞いていたら確かに難しいだろうなという思うものがありますよ。しかし金融機関が渋って渋ってね、何が自分でしようたってできないと。本当に深刻ですよ、その話というのは、だから私はある意味ではね、野田川が、あれ何年前ぐらいですかね、5、6年前になりますか、もう少し前になりますかね、実態調査を1回やったことがありますよね。私はそういう接近をね、行政側も本格的にちょっとやる時期じゃないかというふうに思いますね。その点はいかがですか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 今回受けました雇用創出事業の調査の内容につきましては、近く業者の方から上がってくるという状況になっておりますので、先ほど言いました協議会に来春、ご報告をさせていただくわけですが、その間に単なる業者からいただいた資料をぽっと丸投げするのではなくて、私どもの所管でもって中身の精査をしていながら、逆にコンサルの方にもっと調査してほしい部分があれば、依頼をし、できることであれば肉付けをしていき、最終的に商工観光課の思いを持って協議会の方に上げていきたいと思っておりますし、それから今の一つのご意見としていただきました生活実態調査、確かに5年前に旧野田川町でやっております。職員の力でやったわけですが、本当に5年のスパンでありますけれども、本当に経済状況は刻々と変わってまして、非常に厳しい状況になっておりますので、予算的には私ども計上していないんですけれども、企業の調査とあわせて、消費者も含めた調査もできればやってみたいというふうに思いますけれども、現在のところは具体的な方向性というものは、まだうちの課の中ではその程度の議論でありまして、実際に手を挙げてやっていくかどうかにつきましては、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） ここで一たん休憩をはさみたいと思います。

ただいま40分でございますので、2時55分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時40分）

（再開 午後 2時55分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑を受けたいと思います。

13番、服部議員。

13番（服部博和） それでは質問させていただきたいと思います。

まず最初に、64ページの18節備品購入費の中の小学校施設整備事業で153万9,000円上がっておるわけございまして、これは説明のときに聞かせていただいたんです

けれども、さらにもう少し踏み込んだところでの説明がお願いがしたいというふうに思っております。

緊急対策といたしまして、三河内小学校に水道の修理と、山田小学校の屋上の雨漏りの修理というようなことは聞かせていただいておりますけれども、今までからたびたびこの小学校の問題につきまして、小学校の老朽化の問題につきましてたびたび質問をさせていただいております。それに対しましての対応だというふうに理解しておりますけれども、さらにもう少し踏み込んだところで、具体的な説明がお願いがまずしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） 64ページの小学校施設整備事業の修繕費、修繕料だったかと思いますが、ご質問については、

それについては、今議員さんが言われましたように153万9,000円、内訳としまして山田小学校の屋上シート防水の取りかえという分が60万円でございます。それから、岩屋小学校が2階の女子便所の給水管の工事ということで、修繕ということで23万円でございます。それから三河内小学校で60万円ということで、電気設備、高圧・・・の開閉器の取りかえと、それから水道の漏水の修理ということで60万円でございます。

それから岩滝小学校で4万9,000円、足洗い場の漏水の修理、それから桑飼小学校の6万円で、ブランコの修繕ということで、合計153万9,000円ということで予算の方を計上させていただきます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

13番（服部博和） 今詳しく説明をしていただきまして、いろいろと手を入れていただいておりますんだというふうに感じておりますけれども、しかしながらこれは、あくまでも緊急の措置であって、抜本的な修理に入っているというふうには思われないうけでございます。私もたびたび、先ほどから申しておりますように、小学校の問題につきまして、老朽化の問題につきまして、質問をさせていただいておりますということで、やはり現場へ足を運ばなきゃならんということで、野田川の小学校をかわきりに、ずっと歩かせていただいております。全部回れてませんけれども、いろいろと訪問させていただいております。

そうしたならば、やはり思っておった以上に老朽化が進んでおるといような実態を目の当たりにして、いよいよこれはもう抜本的な改革をしていただかなければ、やはりこれは危険なことになるんだというふうにさらに思いを深くして帰ってくるようなことなんでございます。

その中で、最近特に老朽化の問題も含めましてですけれども、特にひどいのは、山田の小学校あたりで遊具がかなりあるんですけれども、その遊具の大半が使えないという状態になっておることがわかったわけでございます。天気の良い日は、できるだけ外で遊ぼうということが学校の指導の中にあるわけでございますけれども、外へ天気がよくて出ても、遊具が全く使えない。これは山田小学校の遊具なんですけれども、こういうふうに「危険、近寄るな」という看板がかかっております。これは回転する遊具でしょうし、これはジャングルジムみたいなものだというふうに思います。それからこれが滑り台というふうに、このぐらいしか撮っておりませんけれども、

ブランコもあります。というふうに、全部こういうふうに危険、使えませんというような札がかけてあるわけでございます。

小学校の児童たちはどうするのかというたら、体育館の中で遊べとか、そういう遊具の付近に近寄らんと遊べとかというような指導をしておられるということのようですね、やはり子どものご迷惑でございます。近寄ったり何やからして、先生からしかられるような、注意されるようなことが多々あると。そういうことを繰り返しておると、最近の傾向としては、廊下を走り回る子がふえたという傾向が出ておるといふ校長先生のお話を聞かせていただきました。

やはり、思い切り欲求が発散されずに、鬱積しておるのではなからうかなと素人ながらに思うわけでございますけれども、やはりこういうことの積み重ねによって、今テレビ等で大変話題といたしますか、なっておりますいじめの問題だとか何とかというようなことに発展しなければいいなというふうに思っておるわけでございます。

遊ぶことができないならば、どこかで発散していかなきゃならん、それがまたいじめにつながっていくというようなことになると大変困るわけなんで、やはりこの辺のところの遊具なんかの早急に修理をしていただくか、取りかえをしていただくというようなことをしていただくことには、やはりこの山田小学校の遊ぶところもないような児童は、本当に不幸な一時期を過ごすのではなからうかなというふうに思っております。

先ほど申しましたように、山田の小学校だけではなしに市場の小学校へこの間訪問をさせていただきまして、校長先生と長いこと校長室で話をさせていただいておったんですけれども、校舎の老朽化はもとより、これもまた遊具が大変危険な状態になっておって、専門家が見に来ていただいたときに、これは使えないですよ、これも使えないですよというて、ほとんど使えない、これは使ってはだめだという赤信号を与えられたということでございます。

その中で、鉄棒だけが使えるというようなことで、鉄棒を使わせておるんだけど、その専門家がおっしゃったことは、望むなら、使用しない方がいいということをおっしゃられたと。しかしながら、授業の中に鉄棒の授業というものが入っておると。だから鉄棒の指導をさせなきゃならんし、専門家からは望むならば使用しない方がいいと言われておると。先生それなら、もし万が一事故が起きたとき、どういう処置がされるんですかと私この間聞いたわけなんですけれども、そこなんですということなんです。もしそういう専門家から、望むならば使わない方がいいという指導を受けておりながら使わせておったということになると、これは教師の責任になると。しかしながら、授業の中に鉄棒の授業がある。そこら辺の整合性ですね、この問題が困っておるんですわということでございます。だからその辺のところもやはりきちっと、その専門業者が望むならば使わない方がいいですよというのにもかかわらず、授業でやらなきゃならないから使っておったときに、事故が起きた場合にはこれはだれの責任になるのか、やはりこういう公の場できちり白黒をつけておかんことには、後でこれまた校長先生の責任になってくるというようなことになる可能性がありますので、その辺のところをお聞かせが願いたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えさせていただきます。

学校の遊具、それから鉄棒等になりますと、これは授業の中で使いますので、いわゆる教具に

なると思っております。

それを、これは服部議員さんが同じように山田小学校の老朽化の問題で、コンクリートの破片が落ちてくるということで、学校の安全対策のことに触れるご質問を得たと思います。そのときに、いわゆる点検もさせようということをお私の方から答弁させてもらったと思います。

その一環として、幼稚園から学校すべて、遊具等を業者に依頼して点検させてもらいました。その結果は、各学校に通知をしております。大丈夫、それからできたら使用しない方が望ましいとか、それからこれは撤去すべきだとか、4ランクでしたか、5ランクにちょっとわけまして診断をしてもらっております。したがって、危険なものにつきましては、先ほど写真で見せていただきましたように、各学校にいろんな形で子どもたちが使わないようにというようにしております。

しかし、各学校にある遊具、それがすべて設置者がいわゆる設置した遊具というふうにはならんわけございまして、PTAやとか、それから篤志家による寄付、そうしたもので設置されているものがほとんどだと思っております。

しかしいずれにしろ、学校内の施設で、学校の教育財産として位置づけられておりますので、それらにおきまして事故が起きたときには、これは設置者の方の責任に今のところなります。いわゆる訴訟になりますと、受けて立つのは教育委員会でございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

- 1 3 番（服部博和） 事故が起きた場合には設置者の方の側に責任があるということでございますけれども、事故が起こる可能性が高いと、専門家が望むなら使わないというようなことを言われておるのに、あえてこれを使用するということに対する矛盾というものを今私、話を聞かせていただきながら感じておったわけでございますけれども、やはり、これらは早急に、先ほど提示しましたように、危険、使えませんという札をつけて、使わないように、そして授業の中にやらなきゃならんカリキュラムの中にあるのであれば、やはりそれに対する鉄棒等のカリキュラムにあるような器具は、やっぱり新設する必要があると、私はこういうふうに思っておるわけでございますので、それらも早急にお願いがしていきたいと思っておりますけれども、それに対する答弁をお願いしたいのと、一緒に、もう時間がありませんのでやめますけれども、老朽化の問題でございます。

これも前から申し上げておりますように、大変思っていたよりこの学校も老朽化が進んでおります。これは山田小学校がこの間質問がありましたように、食育の一環で稲を使って米をつかって、学校田で米をつかって、こうして干しておるといふ、本当にのどかなほほえましい情景でありますけれども、一たんこれを逆の方へ回ってみますと、このようにもう本当に、どう言いますか、廃屋に等しいような状況になっております。

先ほど教育長がおっしゃいました、崩落の問題なんかでも、これが崩落の箇所でございますけれども、その隣が、ここを見てもらったらわかりますように、こういうふうコンクリートが欠落しております。これをいじくったような形で直しておりますけれども、このまま落ちてくるんですね。だからこんなものは、一刻も早く手を打っておかんことには、こんなものが落ちてきたら、それこそ武部さんの頭だって割れるんじゃないかなというふう思うわけでございますので、やはりこれは子どもの安心のためには、安全のためには、早急にやっていただきたいと。

それからまた市場小学校あたりでも、玄関に入ったとたんおっと思ったのは、やはり玄関に入ったところの壁がざーっと皆落ちておると。タイルを貼ってあったのが、全部タイルが落ちて、そのタイルの落ちた跡が無残な形でそのまま残っておるといような状態でございます。

それから、校舎の中では、すべて廊下から壁面、ひび割れが走っております。それを先生方が直しておられるようでございますけれども、なかなか先生も忙しいようなので、思うように直せないと、手が入れないといようなのが現実であるということをおっしゃっておられました。

また、三河内小学校あたりでは、3階が水道がだめだということで、今回これで直していただけるんだろーと思っておりますけれども、市場小学校あたりは、3階にトイレがないといような状態でございます。どう言いますか、建設当時は3階までトイレがなくても、元気のいい子どもだから2階に降りて使用すればいいといようなことだったらいいですけども、一つ問題があると。いわゆる障害を持った子どもが今度3階に上がっておると。だからその子が2階まで降りるためには、大変だと。だから授業が始まるまでは、おしっこに行ってい、おしっこに行っていといっておしっこに行かしてから授業に始まるような状況がやっておるけれども、子どもも大変だし、また教師の方も、いつもその子にかかっておらなきゃならんといようなことで、その辺のところの改善もぜひ頼んでおいてほしいといようなことを要請を受けてきたわけでございます。

それで3階に便所をつくらうと思っても、最初から3階に便所をつくるような設計になっていないので、いわゆる2階と3階の天井の部分の肉厚がなくて、トイレをつくるようなことは不可能な状態だから、やむを得ないといようなことのごようでございますけれども、やはり今後、いろんな生徒、児童を受け入れるためには、そのようなことも配慮しておかなければならんのと違うかなといようなことをおっしゃっておられたといことでございます。

また、大変っけておまして、そこら中に染みが出ておるとか、雨漏りするんでしっけて当たり前でございますけれども、そのために白アリが大量に発生しているような学校もあるわけでございますまして、やはりこの辺のところは抜本的な改革をしていかなきゃならんのではなかろうかなと。そのために私が以前から申し上げておりますように、やはり統合も視野に入れたところの、やっぱりもう一度野田川5校の小学校の見直しというものも進めていただかなければならん。それは机上に乗せていくという教育長の答弁でありましたけれども、それがどの辺までお話ができておるのか、それをあわせてご答弁をお願いしたいといふふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） まず、遊具等の件について答弁をさせていただきます。

業者に点検をしていただいたということを申しました。そのときに5ランクに老朽化度をわけおるわけでございます。ちょっと厳しいわけですが、その意味では。

しかし、今その望むらくはということですか、できることならという意味ですわね。使わん方がよるしいといのは、それは別な言い方をすれば、気をつけて使っておってくださいよとい、その意味でございます。

したがいまして、危険だとい、危険を伴うといやつについては、またそのようにランクがありますので、そのような意味で使っておるといことでございます。

それから、当然、危険なやつは、使用禁止にしているやつはもう危険でございますので、これ

は当然撤去しなければなりません。そのような形で、予算要望はさせてもらっております。それがどれだけできるかどうかは別といたしまして、やっぱり学校、安心・安全ということが一番大切なところでございますので、我々もそれを目指して対応をさせてもらっているつもりでございます。

それからまた、校舎が老朽化しておりますことは、もう事実でございます。これは皆さんよくご存じのとおりでございます。服部議員の先ほどお見せになりました写真、その危険度とは言いませんが、いわゆる崩落ではなしに剥落でございます。と言いますのは、コンクリートの上に化粧しているやつでございますね。それがやはり長い間に剥離してきまして、その分が破れて落ちるといふ、そういうやつでございます。これにつきましては、いろいろなところにあることは事実です。そうだからいいんだというわけではございません。やはりそれらも、やはり我々対応しなければならないとして、今までずっと旧町時代からも議員さん方のご指摘もございましたし、そのようにさせてきていただいておりますけれども、なかなか実現できなかったというところでございます。課題であることは事実でございます。

次に、学校の統廃合と申しましょうか、適正規模、適正配置のことについてでございますけれども、これは先般井田議員さんの一般質問の中で、委員長の方が答弁をしておりました。そのような状況で、現在、教育委員会としても、基本的な研究をさせてもらって、勉強をしているというところでございます。

当然、これは委員長の答弁の中にもありましたように、先ほど話題になりました行政改革の委員会も動いております。それからまた、総合計画の方も今動いております。やはりそれらの中で、学校の適正規模、適正配置も、これはリンクさせて考えるべきものだと思っております。その動向とあわせながら、教育委員会としての方向性、それから見解と申しましょうか、をつくっていかねばならないと、そのように思っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

- 1 3 番（服部博和） 急いでひとつ進めていただかんことには、もし大変なことになったら取り返しがつきませんので、そのことだけは重々お願いをしておきたいというふうに思います。

時間がないので次の質問に移らせていただきたいと思います。

直接この補正とは関係ないわけでございますけれども、今岩滝町の石田地区が大変揺れております。これはなぜ揺れておるのかと申しましたならば、あそこいわゆる京都縦貫の沿線が石田の山にかかってくるわけでございますけれども、当初の予定と変わってきたということで、地区の方々がなぜそんなふうに変ったんだということでございます。これは変わることはさほど、150メートルぐらいですので、そして山の中ですので影響がないように思われるわけでございますけれども、いわゆる今度新しくルートができたところには墓があるということがあって、墓の移転もしなきゃならんということのようでございます。ですから、その墓の移転だとか、それからまたかなり昔の地図を使って線を引いたということで、路線を決定したということで、新しく家が建つておるのに、その近辺を付近を高速が走ってくると、高速道路の橋脚が目の前に来るといふようなことも発生してきておるといふようなことで、ひとつこれを何とか変更、戻してもらえんかどうかということから端を発して、石田地区が揺れておるといふことのようにござい

ます。

これにつきまして、ひとつ課長の方からどういう状況か、ひとつご説明をお願いをしたいなと思っております。よろしくお願いします。

議 長（糸井満雄） 服部議員、これは補正外でございますので、どのくらい答弁ができるかわかりませんが、とりあえず1回だけ答弁を。ちょっと補正外ですのでね、そこら辺がどうかというふうに思いますけれども。

1 3 番（服部博和） 1回でありましたなら、あと5分間私しゃべらせていただいて、それから1回答弁していただくという形をお願いしたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 議案外でありますのでね、ちょっとそこら辺はどうかと思うんで、やっぱりそうなってくると、いろいろの質問が出ると思えますので、ちょっと困るんですけども。そこら辺は理解をしていただきたいなというふうに思えますので。建設課長の方で答弁できるものがあるんだったら、ちょっとそれなら答弁していただけますか。まだありますか。議案外ですので、簡潔にお願いします。

服部議員。

1 3 番（服部博和） 議長のお許しをいただきましたので、状況を説明させていただきますと、確かにこの補正ではないわけでございますけれども、我々が念願しております縦貫道路の早期開通ということにいきまして、こういう問題が生じてきて、一日でも開通が遅れるということは大変困るという立場で、私もおりますし、石田の方々もそういう立場でおられるわけでございます。何も真っ向からそれを阻止しようというようなつもりはないということでございますし、私もないということを前提にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

一番最初、端を発しましたのは、平成5年にこの高規格道路の推進委員会というものが設置されまして、地区の方々に説明がなされたということでございます。そのときは、もっともっと山田、下山田との境あたりにルートがあったということでございますが、それで道がつくんだなということぐらいで平成5年には終わっておるようでございます。それから平成10年になりまして、再び説明会がございまして、このときに地区の説明会で道路の規格だとか設計速度だとか、車線の変更なんかの説明があったわけでございますけれども、実はこのときに既にルートが今のルートに変わっておったというようなことだそうでございます。

このときには、いつできるかわからんというような状況なのでというような言葉があったので、だったらその具体的になったときに、また詳しく説明を求めましょうというようなことで済んだようでございますけれども、これが今になったら、ポタンのかけ違いでございまして、そのときに府の方はいわゆる説明したじゃないか、いやあのときはもう何も将来の話だからというようなことで、そんな詳しいことも話は聞いてないというようなことから、ポタンのかけ違いがあったようでございます。

その中で、平成18年になりまして、石田地区の説明会があり、このときに初めてこの線で行くんだというようなことが説明されまして、大変石田の中で紛糾しておるということでございます。

この問題は先ほどから申しておりますように、なぜ山田の方から岩滝の方にふれたんだというようなことがあるわけでございますけれども、その説明が余りにも親切心がないというようなこ

とで、公聴会等も開かれておるようでございますけれども、親切心がないというようなことで、さらに石田の方々が怒っておられるというような状況のようでございます。

やはり、今後、府の親切な対応、それと町の方ももう少し親身になって、いわゆる話を聞いてあげたり、それからまた府の方にいろいろと助言を、こういうような状況になっているんだというような助言を出されていくようなお願いがぜひしていただきたいというようなことでございます。

また、この・・・の中で、京都府の都計審で討議されて、既にこの問題は決定されておりますので、もうどうすることもできないのでありましようけれども、やはりその都計審の中での状況等もやはり知りたい、どういう状況で決定されたのかも知りたいんだというようなことで、最後の叫びを上げておられるようなことでございます。

石田区の方といたしましても、区長さんが回覧板の中で申されておるのは、やはり区民の総意のもとにそれは受け入れていきたいんだというような区長さんのお言葉も回覧板で回っておるようでございます。その中で、やはり我々が一日千秋の思いで待っておりました京都縦貫道路の延伸が、一日でも二日でも遅れるというようなことになりましたならば、これだけ地に落ちております、経済が低迷しております丹後の地の活性がさらに遅れるのではなからうかなというようなことで、こうして声を大にして時間をぎりぎりまで使わせていただきながら説明をさせていただいておりますので、ぜひとも親切あるご答弁をお願いすると同時に、府の方との対話ができる機会をつくってあげていただくことを、切に切にお願いいたしまして、質問とさせていただきますと思いますので、課長よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議 長（糸井満雄） 議題外でございますけれども、特別許可しましたので、坂本課長の方で答弁ができることができました、答弁をしていただきたいと思います。

暫時休憩します。

（休憩 午後 3時13分）

（再開 午後 3時20分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） それでは、先ほどご質問等あった部分の中で、答えられる範囲で答えさせていただきます。

平成5年からルートが決定しておって、平成10年に都市計画決定がされたときにおいて、ルートがころって変わったよと、ご質問がございます。こちら辺から意見の食い違いがあるところでございます、当然、京都府の方では平成5、6年前後からいろいろとルート検討をされておると思います。

ただ、都市計画決定が最初に決定されましたのは、旧岩滝町では平成10年の11月27日から都市計画に伴う説明会を開催をし、これにつきましては宮津市の現在使っておられます宮津天橋立インターチェンジから網野町までの都市計画決定についてでございます、これが説明会と各関係する市町おいてされまして、平成11年4月16日に都市計画決定をされ、そしてそれに基づいて宮津市の今具から衛生プラントの横にあります（仮称）野田川岩滝インターチェンジ間、これが現在工事を進めております。

そして状況といたしまして、平成17年の3月25日に衛生プラント横の(仮称)野田川岩滝インターチェンジから京丹後市の大宮町の森本まで整備区間に格上げになっております。

そして、先ほどご質問がありました都市計画の変更という部分で、平成18年の6月30日に都市計画の変更について石田公民館で与謝野町としての説明会が開催をされました。この中では先ほど言われました交通量、それから事業費等の見直しがされる中で、平成10年に決定されました片側2車線の4車線から、対面2車線となりまして、当初の路線が2本から1本となっております。

そして、その中でルートが2本あるわけですから、尾根側にトンネルはあける、災害等により安全な方という部分で、岩滝側を残すという案になっております。谷側であれば、大雨のときに土砂崩れがトンネル側に落ちる可能性があるということで、より安全な方をとっておられます。

その後において、先ほども述べられましたが、各意見の方、ことしの7月28日に京丹後市のアグリセンターでの公聴会、それから先ほど言われました11月22日の都市計画審議会において、意見書が出されております。

ただ、先ほども言いましたように、インターチェンジがもう工事がなされておりますので、それは岩滝町から網野町へ通ずる部分は未着工ではございますけれども、そのルートにあわせてインターチェンジを行う、で工事をされております。そういった観点から考えれば、非常にルートの変更という部分は、難しいかなというふうにも思っております。

それから、今150メートルほど移転を云々というようなお言葉がございましたが、仮に150メートル移転ということになれば、現在そういったご要望を出されている方々からは、家からは遠くなりますが、今度はそこにかかる家の方、また近くの方からも同じようなご意見が出るんじゃないかなというふうに思っております。

そして、今月の都市計画審議会をへまして、12月12日に都市計画決定をされまして、現在のルートで決定となっております。

以上でございます。

議長(糸井満雄) 以上で、この問題については質疑を打ち切ります。

ほかに質疑はありませんか。

勢旗議員。

11番(勢旗 毅) それでは補正予算にかかわりまして数点ですね、質問をしたいと思っております。

まず初めにですね、38ページの、午前中も広域連合の話がございましたが、後期高齢者の医療市町村の分布金ですね。厚生省の通達といいますか資料を見えますとですね、18年度の補正でこれについてはですね、必ず対応せいと、してほしいと、こういう要望を理解をしておるわけですが、まず今年度の段階では、こういったことが整備をされると、準備をされると、ここからお尋ねしたいと思えます。

議長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) 勢旗議員さんの、この分布金28万円の補正についてのご質問です。

18年度にどのような事業をする、そのために分布金を支払うんだというご質問です。今分布金の計算書を見ておりますと、中には報酬でありますとか、人件費、旅費、需用費、役務費、使用料、委託料、備品購入費ということが中に入っております。

この今準備委員会が立ち上がっておるわけなんです、現在準備委員会の人件費相当分についてもこの職員の人件費が入っているということでもあります。それと、20年度のこの制度の運営につきまして、パソコンとかそういった机を整備いたしております。詳細説明の中でも申し上げておりましたように、現在設立準備委員会というのは国保連合会の一室を借りて、約50平米の部屋を借りて運営をいたしております。そういったところの使用料なんかも入っております。

金額的には、3,095万2,000円という金額でございますが、国の方の補助金が1,000万円入るということでございますから、それぞれの町の分布金の基準額は、2,095万2,000円ということになっております。分布割合につきましては、基本部分としまして5%、そして高齢者の高齢者比率が47.5%、そして人口比率に係る分が47.5%と、このような比率によって配分されて、与謝野町としては28万円の予算を計上させていただくということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 次にですね、農林課長にお尋ねしたいと思っております。

50ページですね、一番下の農道の基礎工事、減額になっているわけですが、いろいろ意見はありますが、今農山村がおかれているといいますが、そういう状況の中ではですね、集落の高齢化によって、非常にそういった施設が維持できにくい、こういうことになっておまして、そのことが農地自体をですね、荒廃させていく、非常に大きな問題になりかけておるわけでございます。

そういうことの中で、この農道舗装が積極的に取り込まれるということについては、非常に今後いろんな全域的に広がっていく、この要望はですね、いろんな意見はありますけれども、私は今地域がもたないのではなからうかなと、こういうふうにお思っておるわけですが、この工事費の減について、内容を少しお尋ねします。

議長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 勢旗議員の質問にお答えしたいというふうに思っています。

今の質問、香河の日晩寺地域の農道舗装等工事費の減ということで、今回お世話になっているわけですが、香河地域におきましては、先ほど勢旗議員ご指摘のとおり、高齢化あるいは過疎化が進み、農地を守っていくのに農業用施設について維持が大変ということで、18年度より3カ年計画で日晩寺地域の農道の舗装をやりたいということで、当初予算で一定程度工事費をあげさせていただいておりました。今年度分につきましては、延長で970メートルで、幅員で3メートル、受益面積は2.2ヘクタールということで当初予算を組んだわけですが、京都府との協議の中で、舗装構成を少し変更する、あるいは・・・を減しても耐えるだろうという協議が整いましたので、延長、幅員、あるいは受益面積は変わらずに、その・・・部分を減額したということで、工事費の減をあげさせていただいておるものです。

以上です。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは課長にもう1点でね、この堀池の水路の改良工事費、これは田園マスタープランを作成をして、あの地域全体をですね、・・・させていくと、そういう計画と整合があると、こういう理解をしていいんですか、そのところをお願いします。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） この堀池温江地域の公民館下の農地にかかわります用水路、今年度については用水路の改良工事ということで、今回京都府の方との協議の中で、日晩寺の農道舗装の減額等を含む19年度の計画していたこの用水路の改良工事が、18年度で採択できる可能性が出てきたということで、今回補正をあげさせていただいております。

これにつきましても、地域内の農道についても、改修、改良要望が出ておりますので、そういった全体計画の中で順次分担金をいただきながら、改良、改修をしていくという計画の一環であります。

以上です。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） そこでですね、18ページにですね、これの分担金が出ております。小規模農業基盤整備事業分担金ということで、これは日晩寺と堀池に係るんだと思うんですが、私がどうもちょっと理解ができないのはですね、この分担金の今きょうも新しい例規集をいただきましたが、分担金の徴収条例はあるわけですが、いわゆる本来的に言いますと、この土地改良といいますが、そういった部分なり、農業施設の整備に関する条例がですね、当然この頭に整理されてなければならないというふうに私は思っています。

したがって、今までの考え方を課長からずっと聞いておりますとですね、いわゆる国なり府の補助事業に乗る部分については、大体進めていくと。こういうことになると思うんですが、その他含めまして、旧加悦町で申しますと、相当年月整備をしてから時間が経過いたしました。したがって、補助事業には乗りにくい補修対応が必要になってくる。そういうふうに考えますと、私はやっぱりこの土地改良やですね、その整備に関する条例というのが前側にないとはですね、この今の分担金徴収条例がですね、整合がとれないんじゃないかと、こういうふうに思っておりますが、そここのところは課長どうですか。

議 長（糸井満雄） 山崎農林課長。

農林課長（山崎信之） 農業用施設整備に関して言いますと、先ほど勢旗議員ご指摘のとおり、一定程度の分担金を徴収するという形でやらせていただいております町、あるいはそうでなかった町、あるいは幹線的な施設については分担金を徴収しない町というような形で、3地域それぞれで少しずつ農業施設の整備に関しては違ったやり方をやっておりました。

昨年の合併協議の中でも、この整合性をもたず協議をということの中で、一定程度その補助制度に乗る部分について、分担金の徴収率を定めたという経過があります。

勢旗議員ご指摘のように、今後こういう制度は、農業施設の維持管理については、なかなか大変な時代が到来するということもありますので、中山間地域等ではやっぱり中山間の交付金の中で、手づくりの農道舗装をやっておられるということで、当然そういった農道舗装については、国府補助はつかない構造になっておることがありますので、そういう簡易な方法でもコンクリート舗装していくんだという手づくりの舗装ということがあります。

今度また19年度からは、農地・水・環境保全向上対策事業が始まりまして、それにつきましても、平地での中山間直接支払とはちょっと事業目的が違いますが、のように農用施設の維持管理ができる、交付金が出ることになっておりますので、現在各地域をまわって説明会をやりながら、

そういった支援金を使いながら簡易的な農道舗装をやっていただくような協議もしていきながら、そこで中山間と農地・水・環境とがどういう支援金構造になって、補助金構造になるのかを見ながら、またそれで補完できない農業施設に対してどう支援していくかというのを、また19年度に考えてみたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それはそれとしましてね、私が申し上げましたのは、やはりですね、この分担金徴収条例の前にですね、やはり私はそういった条例がつくるべきだと、これはおかしいのではないかなと思っておるので、ひとつ検討をですね、これはいただきたいというふうに思っております。

次にですね、54ページですね。クアハウスの管理運営事業につきましてお尋ねをしたいと思っています。

今度補正でですね、減額ができるわけですが、健康維持施設としてですね、京都府のバックアップもあって、与謝の海病院とのタイアップの話が報道をされてまいりました。その辺の話が1点とですね、これらか今年度のクアハウスのきょうまで6ヵ月、4月から始まって半年経過した数字が上がっているのではないかと思うんです。ここのところの状況をですね、お尋ねをしておきたいと思えます。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

初めに、9月でもご報告申し上げました京都府の事業でありますリフレッシュエリア丹後に係りますクアハウスと与謝の海病院の連携事業でございますが、一応商品化と言いますか、・・・エージェントと言いますか、エージェント関係とそれから地元旅館、ホテル、具体的には近いところではベイホテル、それから文殊荘、ちとせ、天橋立ホテル、それから北野屋等々の連携、そして与謝の海病院、それから武田病院と、それからクアハウスの状況で商品化ができました。

現在のところは、私の方で把握していますのは、その部分で実際に一般の観光客といいますが、というところからの現在のところ応募はないというふうに聞いておりますが、今後もこの形を急にはなかなか飛びつけないというふうに思いますので、また新しい取り組みでありますので、うまくこの事業計画が進まない部分もあるかと思いますが、関係者では今後使いやすい、単価の問題もありますし、そのあたりを協議していくという状況でありまして、現在のところは、利用は今のところないという状況でございます。今後の期待をしているというところでございます。

それからクアハウスの状況でございますが、正直申し上げて非常に厳しいという状況でございます。今回、500万円の減額補正をさせていただきましたが、これは当初設置しておりました支配人の人件費の減等々が減額の大きな要因でございますけれども、今回入りの関係の精査をしておりません。現在のところ、昨年対比で83%前後で推移しているんじゃないかなというふうに思いますので、おのずと減額が生じるだろうというふうに思いますけれども、現在、収入については減をしないという考え方で、最大の努力を3月まで頑張ろうじゃないかという目的を持って取り組んでいるところでございます。3月には、そういう形が出ないように、少しでも金額を抑えていきたいということでございまして、年末には無料入館券の利用促進、あるいは年間会員の募集等につきまして、一定のチラシをつくらせていただきまして、25日に全戸配布したいと

いうふうに考えております。

ただ、加悦町地域につきましては、25日にお知らせ版といいますか、回覧板がほかにならないということでございますので、正月明けに配布することにはなるとは思いますが、そういった形の中で努力しているところもつけ加えてまして、クアハウスの現状報告とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） クアハウスにつきましてはですね、最盛期からやっぱり1億円から売上が落ちていると、そういう厳しい状況で、今課長のお話がありましたが、たゆまぬ努力をいただいておりますが、一層ですね、そういった新しい商品開発を含めてですね、努力をお願いをしたいと思っております。

次にですね、総務課長さんに人事院勧告についてお伺いをいたしたいと思っております。

本来でありますとですね、12月に人事院によって勧告がされますと、それに伴う補正が出るわけですが、今年につきましてはですね、いわゆる水準改定はないということですね、これはこれですね、これに伴う若干のいろんな手直しといいますか、減らしているところがあるかと思うんですが、その今年の人勤の中でですね、いわゆる俸給の特別調整額ですね、これにつきまして定額化ということが出されたと思っております。実際には、19年度からということになると思いますが、この受けとめ方はどのように課長はされておりましたでしょうか。

議長（糸井満雄） 総務課長。

総務課長（大下 修） ただいまのご質問でございます。

勢旗議員さんおっしゃいましたように、本年度の人事院勧告につきましては、給与表の改定はございません。手当につきましては、若干ございましたが、これも施行は19年の4月1日ということになっておりまして、今回12月ではこの部分の条例改正は見送らせていただきました。

それで、今おっしゃっておられますのは、17年に出されました人事院勧告の給与構造の改革の部分だというふうに思っておりますけれども、これにつきましても、19年の4月から施行をしたいというふうに考えておりまして、内容につきましては、今検討をしている最中でございますけれども、これも含めまして来年の3月議会に条例の改正案を提出をしたいということで、準備を進めておる段階ということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 特にですね、今公務員の給与をめぐります情勢はですね、地場のそれぞれの地域の賃金といかに近づけていくかということで人事院もそういう書き方をされていると思うんですが、先ほどの俸給の特別調整額につきましては、いわゆる管理職手当の私は定額についてお尋ねをしたつもりだったんですが、それが4月からと、こういうことでしょうか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 質問の内容がもう少し理解できてないんですけれども、その17年の給与構造の改革の人事院勧告につきましては、今おっしゃいましたように、地域の給与体系になるべくあわせるということで、5年間をかけてあわせていこうというふうなことでございまして、1年目から平均4.8から7%下がるわけですが、その部分については、減給補償をするというふうな、これは人事院の勧告でございます。それを手当というふうにおっしゃっておられるのかなというふうに感じとるんですけれども、その辺も含めて検討をしておるという段階でござい

す。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 特に今回はですね、給与そのものの改定がないということなんですが、ここで町長にですね、1点お尋ねをしておきたいと思っています。

新しい町がスタートしましてからきょうまで数ヵ月たったわけですが、本来的に言いますと、こういった人事院勧告が出されますとですね、当然その職員の団体と言いますか、そういったところと話し合いをするということになると思うんですが、現在のところ、与謝野町にはそういった団体等はないと、こういうふうにはお見受けしております、今後ですね、こういった団体が全くないと、生まれてこないというような場合は、どういう格好で職員と話し合いをされると、こういうことになるのでしょうか。そのところをお伺いします。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 何ともお答えができません。と言いますのは、やはりこれは職員の自主的な判断によってなされるべきものだというふうに思いますし、そうした意味で、今までも私自身は旧野田川のことしか知らないですけれども、組合とはいつもいろいろな形、紳士的な話し合いの中で決めてまいりましたので、できれば、やはりいろんな思いもあるでしょうし、やはりそれらを聞かせていただく場面というのは大事な場面ではないかと思いますが、お互いにこういう厳しい状況の中ですので、職員と理事者側と言いますか、対立するというだけではなくに、やはり一緒に、ともにいい方向を目指していくような、そういう形がとれば一番いいなというふうには考えております。

議長（糸井満雄） ここで休憩をとりたいと思います。

4時15分まで休憩をします。

（休憩 午後 3時58分）

（再開 午後 4時15分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑を行います。

2番、畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 畠山です。2、3お聞きいたしたいんですけども、まず最初に、収入のところの16ページですけども、ここで公営住宅家賃対策費補助金というのが出ております。これが4,055万8,000円の減額となっております。説明によりますと、内容が、制度が変わるためだということなんですけれども、その制度の内容について、まず最初にお尋ねをしたいと思います。わかる範囲内でよろしくお願いをいたします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまご質問がありました16ページの公営住宅家賃対策費補助金でございますか、この補助金につきましては、新しく住宅を建設されてから10年間、現在の家賃は所得によって家賃が公営住宅法によって定められております。よって、その家賃と近傍同種、要するに民間の家賃との差額、これの2分の1が補助金として今まで入ってきておりました。

これが三位一体の改革に伴いまして、補助金の廃止、縮減、そして税源委譲、そして地方交付税の見直しという部分になってきております。

地方交付税云々については、この部分は一部入っておるとかというようにも言われておりますが、吉田企画財政課長の方から、ちょっと最後はお答えいただきます。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 家賃対策補助金の交付税の算定状況につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

先ほど坂本課長が説明いたしましたように、三位一体の改革、国庫補助負担金の廃止、税源委譲、交付税の削減、そこからきたところでございます。

計算をいたしますと、旧加悦町分で189万6,000円、旧岩滝町分で3,022万2,000円、旧野田川町分で1,680万9,000円、あわせまして4,892万7,000円が交付税に算入をされておるということに計算上はなります。

しかし、これからが申し上げたいところでございますが、平成18年度の交付税と17年度の交付税を比較してまいりました。交付税は、ご承知のように経常的経費を算定するもの、投資的経費を算定するもの、投資的経費の中には通常分と事業費補正分がございます。事業費補正分は、主にいわゆる借金をしました元利償還金の何%かも交付税で算定するという内容でございます。

それからもう一つが公債費。これはもう辺地債ですとか、災害復旧事業債ですとか、そういった借金に対して交付税を元利償還金に算定すると、こういったものでございます。したがって、投資の事業費補正と公債費を抜いて考えなくちゃいかならうなと思います。

そこで比較してみますと、17年度に対しまして18年度は、この経常的経常的と投資的経費の通常分で、1,641万3,000円が基準財政需要額として増加をしておるということでございます。今までどおり交付税を保証していただいて、この4,892万7,000円が上積みされるならば、それはそれでよくわかるわけでございますけれども、いわゆる今までにいたしておりました、いわゆる日本の国どこに住んでも平均的な行政サービスが受けられるという、その他の経費を削ってきておるということでございますので、計算上は算入されておるということにはなるわけでございますけれども、交付税の総額がそこまで伸びていませんので、現実には厳しくなっているという状況でございます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ありがとうございます。

計算上はふえることになっているんだけど、総額が削られていくのでどうなるか、なっているかということなんですけれども、消防組合や中学校組合などは計算してきっちりと数字を出しておられるということで、今かなり詳しく、きっちりと計算ができていますけれども、今後本当にこの分が、この削減された分が入ってくるのかということについては、きっちりとチェックしてやっていかないと、大変なことになるというふうに思っております。

そして、今後さらにこの地方交付税が削減されてきたときに、将来的には家賃の値上がりにつながるようなことがないかどうか、それがちょっと心配されるわけです。ことしからは、皆さん本当にみんなが身に沁みており、町の方も皆ご存じのように、住民負担が大変ふえております。特に高齢者は老人控除や定額減税がなくなり、国保税や介護保険、住民税も今までゼロだった人にまでついてくる。このように大変な負担増になっております。

この住宅にお住まいの方の中には、生活保護基準以下の暮らしをされている方も大勢おられま

す。こういう人たちに、さらなる負担を強いることがないように、くれぐれもお願いしたいわけですが、家賃が上がるというようなことは一切心配する必要はないのでしょうか、この点についてお尋ねをします。

議長（糸井満雄） 坂本建設課長。

建設課長（坂本典男） ただいまの補助金の削減に伴って公営住宅法が改正になり、家賃が上がるという状況は、今のところは聞いておりません。

ただ、家賃算定の部分で、係数等若干の見直しはあるようでございます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） この係数の見直しというのがね、よくわからないわけなんですけれども、これによって上がることはないように、くれぐれもよろしく願いをしておきます。

次に、クアハウスのことなんですけれども、54ページのクアハウスの管理運営費の中の委託料、清掃作業委託料ここも今までは清掃作業を委託されていたのが、職員の方でされるというふうに、本当に努力をしておられると、そのように感じております。

少しでも経費を節減する努力、これは本当に大いに買うところです。ここでこの委託というのは、シルバーに委託をされているのか、クアハウスに行きますと、年金暮らしかどうかかわからないですけれども、女性の方がよく掃除をしておられる姿に接してきたんですけれども、こういう方たちの仕事は、今どのようになっているのでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） ご指摘の委託料の減でございますが、ご指摘のとおりでございます。シルバー人材センターにプールの監視並びに掃除を、職員もローテーションをしておりますので、補完的に勤務をしていただいております。シルバー人材センターでございますので、高齢の方でございます。定期的にということではなくて、職員のローテーションにあわせながら補完をしていただくということになってますので、細かくは申し上げられませんが、実態はシルバー人材センターということでございます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ただいまお答えがありましたように、シルバー人材センターに委託をされていると。ローテーションを組んでということですので、全く掃除の方がおられなくなったということではないようなんです。

多分、こういう方たちもね、少ない年金の中で、一生懸命シルバーに登録して、仕事をしておられるという方も多いんじゃないかと思うんですけれども、ちょっと関連ということで、この前の一般質問のときに申し上げたんですけれども、暮らしの資金ですね、これの活用なんですけれども、以前は盆暮れだったわけなんですけれども、今は通年で借りられるということになっております。

ここでですね、もうすぐ年末でお正月の準備もしなければならない。ところが、本当に不況で仕事もないし、お金もないという方が現におられます。今こそ、年末資金として暮らしの資金の活用が求められているのではないかと、このように思うわけです。

この前の一般質問のときも、貸したお金が返らないという町長の答弁がありました。幾ら残っ

ているというふうに数字を言われたんですけど、大体半分ぐらい残っていたかなという感じだったんですけども、それはそれとして、今の不況はもう本当に大変です。仕事を一生懸命探されるんですけど、仕事がありません。お正月だけでも、せめてゆっくりして、来年また頑張ってもらおうということで、この暮らしの資金を有効に使っていただくためには、もっと知らない人がまだあるわけですので、本当に困った人の命綱としてこの制度のことを知らせる必要があるのではないか、このように考えるわけです。

町の財政も苦しいことはわかっているんですけども、年末こそが大変です。このことに関しましては、どのようにお考えになりますでしょうか。

議 長（糸井満雄） 福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

暮らしの資金につきましては、先だって平成18年度の借入れの人数、あるいは借入額、それにつきましても町長の方から答弁をさせていただきました。

ここ近日の間に、非常にお借りに申請をされる方がふえておるといのも現状でございます。したがって、やはり年末から正月を迎えるにあたって、どうしても資金が要るということで、そういった部分がふえておるんだろうというように思っております。

ただ、一定いろんなサービスにつきましては、合併前の庁舎の位置でありますとか、あるいは課がどのところに配置される、そういった中にもサービス、いろんなサービスを紹介しております。そういったものを、一応保存版としてご家庭の方に残しておられましたら、そういった中でいろんなサービスを受けることについては、いろんな面でその辺の確認をしていただけないかなというように思っております。

ただ、こちらの方から、年末を迎えて困っておる方には、暮らしの資金を貸しますよというようなことについて、果たしてそういうPRをするのがいいのかどうかということもありますし、また先だつての町長の答弁の中でも、本当に申請をされる方で、これはちょっと返ってくる見込みが難しいんじゃないかなということは、今入るお金自身がないわけなんです。そういった中で、その申請でございますので、これはちょっと計画的にお返しになるのが非常に困難ではないかなというような事例もあつてます。

ただ、最後に町の方をお願いに来られたということでございますので、できる限りそういった方については、お断りするのではなくて、その金額をお貸しをするという方向では考えておりますので、そういう対応をしておりますので、そういったことをご理解いただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ただいま答弁いただきましたように、やはり年末にはけじめをつけなければならぬお金というのもあるわけです。当然、人数も少なくなると。その中で、断るのではなくて、できるだけ対応していくという、人情味のある対応をしていただいているようですので、今後もはねつけるのではなく、人情味のある対応をさせていただきますようお願いいたしますので、私の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ここでちょっとお尋ねをしますが、あと質問したいと思われる方はちょっと手を挙げていただけませんか。

わかりました。それではですね、ここでお諮りをしたいと思います。

少し時間早いんですけども、議案も第178号の審議の中途ではありますが、本日の会議はこのあたりでとどめ、延会にしたいと思いますが、いかがでございましょう。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定しました。

本日はこれにて延会します。

この続きはあす22日午前9時30分から再開しますので、ご出席をお願いします。

ご苦労さんでございました。

(延会 午後 4時31分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員